

予算決算審査特別委員会（3月10日）

開会（8：58）

○渋谷英彦委員長 皆様、おはようございます。定刻よりちょっと早いですがけれども始めたいと思います。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、各委員の質疑時間は会派の持ち時間を設けてあります。各委員、質疑時間に御留意願います。

本委員会に付託された案件は、議第1号「令和3年度焼津市一般会計補正予算案」の1件であります。

議第1号については、本日から3日間にかけて審査を行います。3月16日は委員間討議を行い、終了後、特別委員会として討論、表決を行います。

審査の順序は、お手元に配付した審査順位表及び通告一覧表のとおり、本日10日は総務部、行政経営部、防災部、子ども未来部、教育委員会事務局の順、明日の11日は健康福祉部、市民部の順に、明後日の12日は経済部、環境部、交流推進部、建設部、都市政策部の順に進めたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷英彦委員長 異議なしと認めます。

発言順につきましては、当特別委員会の調整会議にて決定した別添の通告一覧表のとおりといたします。

発言は通告項目ごとに質疑、答弁の順に進めます。

なお、同じ事業の質疑通告が多数ありますので、同じ質疑を繰り返すことのないように御発言に御留意願います。

それでは、審議に入ります。

最初に、議第1号「令和3年度焼津市一般会計予算案」中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言を願います。

初めに、ナンバー1の質疑について、鈴木委員からお願いいたします。

○鈴木浩己副委員長 おはようございます。鈴木浩己です。それではよろしく願いいたします。

最初に歳入、17款1項2目利子及び配当金3,716万9,000円につきまして質疑をさせていただきます。

4点あります。

1点目は、予算書の78ページに並んでいる23の基金の残高を伺います。

2点目として、財政調整基金などの一部繰入金への組替え運用の状況について伺います。

3点目として、残高がたくさんあるような財政調整基金などが大口定期預金とかで管理されていると思いますけれども、その状況について伺います。

4点目につきましては、そういった定期預金の利率でもって運用益を増やすような、

そういう取組について、以前、監査委員をやらせていただいたときは大口定期預金のみでしたけれども、最近はいかがでしょう。

以上の4点につきまして、よろしくお願ひいたします。

○伊藤和広会計管理者 それでは、鈴木委員にお答えいたします。

初めに、予算書77ページ、78ページの歳入、17款1項2目利子及び配当金3,716万9,000円のお尋ねでございますが、まず、出納室所管の23の基金の残高であります。令和3年2月末現在の基金残高は、財政調整基金が51億8,598万9,735円、減債基金が22億9,413万9,119円、残りの21基金のうち、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給金基金は、2月末時点では基金の積立ではありませんので、残りの20基金の残高の計は85億5,886万1,465円、合計160億3,899万319円でございます。

次に、財政調整基金等の一時借入金への繰替え運用の状況であります。令和2年度は歳計現金の一時的不足を補うため、4月23日、12億円、4月30日、8億円を財政調整基金より繰替え運用を行いました。いずれも5月15日に利息と合わせて基金に戻入れしております。繰替え運用が必要となった理由でございますが、例年、前年度の建設関係等の支払いは4月・5月に分散しておりましたが、令和2年度は令和2年の4月末に集中したこと、国庫支出金、県支出金の収入が5月末であったことによるものでございます。

次に、基金の管理状況でございますが、金融機関の大口定期預金、債券及び普通預金で管理しております。令和3年2月末現在、大口定期は17件、132億4,813万7,818円、利率は0.01%から0.25%でございます。債券は9件、8億9,484万4,000円、利率は0.2%から0.94%でございます。普通預金は2件、18億9,600万8,501円、利率は0.001%でございます。

次に、基金運用益を増やす取組についてでございますが、安全性・確実性を考慮して、原則として金融機関の大口定期により運用しております。しかしながら、長引く低金利により、金融機関からも大口定期の引き合いを辞退されたりして思うような運用益を得られなかったため、公金の保管及び運用に必要な事項を定め、安全性、流動性、効率性を考慮した公金管理を行うことを目的とした資金運用方針を令和2年8月14日に策定いたしました。これにより、しばらく運用していなかった債券購入による運用を再度開始したところでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。大分以前に比べては、運用益を増やす取組もされているかなというふうに思いました。

基金の総額、ざっと160億円ということでありました。財政調整基金については51億8,500万円余ということの答弁がありましたけれども、減債基金辺りも相当額が多いのですが、こういった減債基金も大口定期預金であるとか、あるいは債券で運用されておりますでしょうか、伺います。

○伊藤和広会計管理者 減債基金も含めて、定期預金等で運用しているところでございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

ということは、普通預金以外で利率の高いということになると大口定期預金、あるい

は債券の運用になるわけなんですけど、大口、あるいは債券で運用されている基金というのは幾つぐらい、どういう種類のものがありますでしょうか。

- 伊藤和広会計管理者 大口定期預金のほうは、先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、17件、132億円余になるものでございますけれども、主に市内の金融機関の大口定期で賄ってございます。

それから、債券については9件、8億9,400万円ほどになりますけれども、こちらについては、基本は安全性等を確保するために国債を主に購入しているという状況でございます。

普通預金につきましては大口定期で、先ほど申し上げましたとおり、引き合いを辞退されたりする場合もございます。金額が少ないだとか、あるいは期間が短いとかという場合がございますので、そういう場合に普通預金のほうに切り替えてございます。それが2件ということでございまして、金額が18億9,600万円ということでございます。

以上でございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。件数は分かりました。また、今分からないかもしれませんので、大口定期預金に運用しているのがどういう基金がそれぞれあるのかということと、それから、債券について9件という御回答がありましたけれども、9つの基金が分かるような、そういうのもまた後でお教えいただくとありがたいなというふうに思います。

それで、静岡県の出納局ですけれども、今年2月に金融業の要領を改正して、この後また質疑させていただく歳計現金の話になりますけれども、特に基金も含めて普通預金で運用されている基金については、金融機関って、焼津市内の金融機関とかという、店舗を持っている金融機関の普通預金で回すよりもネット銀行で回したほうがよっぽど利率がいいそうですね。静岡県の出納局もそういうことでインターネット銀行に預けられるような、そういう要領の改正をされて、今年度については、歳計現金については昨年度の15倍、基金については昨年度の6倍の利息を頂いたということで伺っておりますけれども、こういった県の出納局のインターネットバンキングみたいところで運用するというのは御検討されたことはありますでしょうか。

- 伊藤和広会計管理者 ネット銀行につきましては、今のところ検討してございません。県と違いまして、市の場合は市内の銀行等に預金するというので、市内に資金を潤沢に回すというような意味合いもあると思いますので今のところ考えてございませんが、今後また、いろいろ率等からすれば、今委員のおっしゃるとおり、率のほうはネット銀行のほうがよろしいでございますので、そういったことで、運用ができるかどうかということの研究していきたいということでさせていただきたいと思います。

以上です。

- 鈴木浩己副委員長 了解です。
○渋谷英彦委員長 1番を終わります。

では、2番、鈴木委員。

- 鈴木浩己副委員長 続きまして、歳入、21款2項1目、予算書は86ページの市預金利子10万円についてお尋ねをいたします。

これは主に歳計現金の利子だと思いますけれども、歳計現金についての管理、運用状

況についてお教えてください。

- 伊藤和広会計管理者 それでは、予算書85ページ、86ページの歳入、21款1項1目市預金利子10万円について、歳計現金の管理状況のお尋ねでございますが、公金でございますので、安全性の高い別段預金で管理しているところでございます。預金の状況につきましては、指定金融機関でありますしずおか焼津信用金庫から毎日提出される日計表等により、受払高、それから残高等を確認して管理してございます。

以上です。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それこそ、なかなか歳計現金についても、余裕のある時期とそうでもない時期がやっぱり入り交じっておるものですから、なかなか大口定期みたいな、半年であるとか、あるいは1年間だとかという、そういう限られた期間で預金をして利率を頂くという部分にはなかなか難しいのかなというふうに思うのですけれども、これは100%別段預金という、そういうことですか。大口のほうは別にされていないということで認識してよろしいでしょうか。

- 伊藤和広会計管理者 歳計現金につきましては日々大きく動いたりしますので、大口定期ということはなかなか難しく、100%というわけではございませんけれども、一部余裕が出てきたときに定期に回したりというようなことをしますけれども、ほぼ100%別段預金のほうで管理しているところでございます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

政令に定めるところによって、確実かつ有利な方法でこれを保管しなければならないというルールにもなっておりますので、先ほどの基金の運用も、今の歳計現金につきましても同様でありますけれども、ぜひ運用益で少しでも利益が上がる、そういう方向でまた様々研究を重ねていただきたいと思います。

以上で終わります。

- 渋谷英彦委員長 次、3番に行きます。

河合委員。

- 河合一也委員 私からは予算書98ページ、歳出、2款1項1目市制施行70周年記念事業費についてお伺いします。

どのような事業を検討されているのか教えてください。

- 増井太郎総務課長 河合委員の御質疑への回答をさせていただきます。

市制施行70周年記念事業費でございますけれども、この予算においては、市制70周年を祝う式典の開催のほか、市外の方には焼津市の名前や魅力を発信できるような、また、市民の方には焼津市の魅力を再認識、また、よさをもう一度確認していただくようなことができるようなイベント等の開催等に向けて、今メディア等に打診をしているところであります。

なお、この予算ではないですけれども、他の予算となりますが、練習母船の誘致や既存の事業等において、その事業名に市制70周年に関すること、また、焼津市の魅力を発信するというようなことを予定しております。

以上となります。

- 河合一也委員 市長の施政方針でもその船の寄港の話は聞いたのですが、それ以外と

ということで今お伺いしました。市長の施政方針の中では、この70周年を大きな節目として市民と心を1つにがりましたが、なかなかやっぱり市民にはぴんと来にくい部分もあると思うんですね、市制70周年というのは。そういう意味で、やっぱりいろんなところで市民を巻き込むような、お金をかけなくても、例えば式典に小学生を招くとか何でもいいので、とにかく多くの市民を巻き込むような形を考えていただいたり、あるいは認知させるためには、ロゴを作るのかどうか分かりませんが、どんなイベントでもつけられるものには市制70周年記念何とかという感じで、多くの市民に今年が市制70周年だということが周知できるように、そして、そのイベントに多くの市民が巻き込めるようにしてもらえたらありがたいなという意見だけ述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番に行きます。

深田委員。

○深田百合子委員 同じく市制70周年記念事業ですけれども、金額の内容、内訳についてはどうなっておりますでしょうか。

それから、今河合委員への答弁の中で、メディアに打診をしているということですが、その状況はどうでしょうか。

○増井太郎総務課長 深田委員の御質疑へ御回答させていただきます。

まず内訳でございますけれども、式典開催には72万円、それと、その他イベントの開催ということで、先ほど焼津市を発信するイベントの開催に要する経費としては278万円を計上しております。

メディア等に打診をしているということで、その状況をということでの御質疑でございますけれども、最初に考えたのが、やはりNHKとかで公開番組なんかがあったりとかそういうのがするものですから、そういったのをまず焼津に呼べないかということで打診を試みたのですが、なかなか競争率が高くて、そちらのほうは呼べなかったということなんですが、やはりメディアに取り上げていただくということで、市内だけじゃなくて市外の方に発信できるということで、様々な機会にそういった焼津が行うイベントとかを取り上げてもらったりとか、あとは番組とかでやってもらえないかというようなことを今お願いしているような状況です。

以上になります。

○深田百合子委員 メディアのほうはなかなか厳しいようなんですけれども、イベントのほうに278万円ということで、主にメディア関係の予算になるのかなと思うのですが、私は今回の70周年は、今後の30年後の焼津市に向けて、今いろんな環境問題も2050年ということで、ちょうど30年、31年、それに向けての大きく変わっていく、その中で守っていかなければならないものが、この焼津市では特に海であり魚であり地場産業、そういうところを市民全体が考え、学び、祝うという、そういう視点で、できればさかなクンを呼んでいただいて、そしてみんなで、公開ができれば文化センターなんかで公開していただいて、あと、学校とかでもZoomで見られるとか、せっかくタブレットも1人1つ児童・生徒がもらえるので、そうしたのも活用しながら考えていただければすごくいいんじゃないかなというふうにも思いましたので御検討いただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○増井太郎総務課長 ありがとうございます。今深田委員がおっしゃるように、やっぱりふるさとに誇りを持ってもらうということも、1つ焼津市の今後へつなげていくという意味では、また小さい子どもたちにも、帰ってきてもらうと言ったら変ですけども、ずっと焼津にいてもらうということで、そういった今御提案いただいたようなことも含めて、何かそういったものが発信できるようなものがあまりお金をかけずにできればいいかなというふうに思っております。いろんな今あるものを使ってやらせてもらったりということを考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○渋谷英彦委員長 では、次、内田委員。

○内田修司委員 私から、歳出、2款1項6目庁舎維持管理費ですが、この質疑を上げたのですが、深田委員のほうで議案質疑で上げられて回答をいただいたので、内容については了解しましたので。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

6番 杉田委員。

○杉田源太郎委員 それでは、歳出の2款1項6目、大井川庁舎の改修事業費391万6,000円についてお伺いします。

大井川庁舎の1階部分、その改修のための実施設計の経費ということでしたが、この改修の内容についてお伺いします。

また、私たちが資料として見せていただいた、説明いただいたのですが、大井川庁舎の利活用方針の資料1、あるいは資料3にフロアごとのレイアウトというようなものが記載されていますけど、そこに至った経過についてお聞きいたします。

○塩原毅志管財課長 ただいまの杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

大井川庁舎の改修事業費ですけども、大井川庁舎利活用方針の下、大井川庁舎、大井川保健相談センター、大井川商工業研修センターの機能の再配置に併せまして、健康と教育の機能の拠点を配置するとともに、施設の老朽化対策と機能向上を図る改修整備を行うものでございます。令和3年度につきましては、大井川庁舎1階部分の健康ゾーンを中心とした改修設計を行う経費を計上させていただいております。現在の教育委員会、環境生活課、廃棄物対策課部分を健康ゾーンといたしまして、医療センター、各種検診事業が行えるよう診察室や相談室などの配置を予定しております。その必要な改修を行うものでございます。

また、庁舎の利活用方針検討のこれまでの経過につきましては、まず、平成30年2月に開催いたしました平成29年度第5回の公共施設マネジメント対策本部におきまして、庁内検討会議を設置して利活用方針（案）の策定が承認されました。そこで大井川庁舎、アトレ庁舎の利活用方針策定に関する検討会議及び大井川庁舎、アトレ庁舎の利活用に伴う配置計画検討部会を設置、開催いたしまして、関係各課と協議、調整をしてまいりました。そして、昨年12月、公共施設マネジメント検討委員会と本年1月の公共施設マネジメント対策本部におきましてゾーニング案、大井川庁舎、アトレ庁舎の利活用についてが承認された後に行政経営会議で承認されまして、1月21日、議員全員協議会の場において説明させていただいたところでございます。

以上、簡単ですけども、御回答とさせていただきます。

○杉田源太郎委員 経過については大分分かりましたけど、この庁舎の跡の利用の仕方に

ついて、市民アンケートを何か取られたものまで議論すると、そういう結果が庁舎でもその検討委員会、会議の中でもちゃんと議論の対象に、その結果について議論の対象にはなっていたということによろしいですか。

- 塩原毅志管財課長 ただいまの質疑ですけれども、市民アンケート、こちらにつきましては健康づくり課、担当課のほうで行ったものだと思います。私たちはこの協議、ゾーニングに関しましては、関係課、当然のことですが健康づくり課も含めての関係課と細かく調整のほうさせていただいて、要望等を反映させていただいているものであると考えております。

以上です。

- 杉田源太郎委員 分かりました。じゃ、健康づくり課のその当然やった内容について庁内で議論された。この内容、一定の方針が決まったときに、それを今度また市民のほうに出すと思うのですが、それは大体いつ頃の予定ですか。

- 塩原毅志管財課長 このゾーニングにつきまして、仕方は行政経営課のほうになるものですから、申し訳ございません、管財課のほうではそこまでの回答は控えさせていただきます。

- 渋谷英彦委員長 では、次、7番 青島悦世委員。

- 青島悦世委員 今の杉田委員と重複するようなところもあろうかと思いますが、私はアトレ庁舎のほうの予算額1,817万2,000円、アトレ庁舎改修のための実施設計ですけれども、12月21日に全協で説明されたところをごさいますて、ただ、保健センターという話ですけれども、1階、2階、新庁舎になって移動する部分で、空いたところを、実施設計というともう既にどんなふうになるというのは当然分かっていると思うのですけれども、そこら辺の説明も含めて、どのように改修するかということで伺います。

- 塩原毅志管財課長 ただいまの青島委員の御質疑ですけれども、アトレ庁舎の改修の目的、それと、どのように改修するかという御質疑です。

アトレ庁舎の改修でございますけれども、新庁舎建設に伴いましてアトレ庁舎の機能移転が行われます。その後の利活用について、これまで協議を重ねさせていただいて利活用方針が決定いたしました。その方針に基づきまして、新たに保健センター機能を移転し、子ども相談機能ですとか子育て支援機能と連携して健康づくり政策の充実を図るとともに、老朽化した施設の更新を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、今後設計の中でという形にはなるのですけれども、概要といたしましては、1階に保健センターと子育て支援センターを配置いたします。2階には子ども相談センター、適応指導教室、青少年教育相談センターと、あと、必要な相談室等を配置させていただきます。また、併せて多目的スペースを設置いたしまして、ギャラリー機能を持たせる計画でございます。来年度はこれらの改修のための設計を行いまして、実際の改修工事につきましては令和4年度と令和5年度のほうを予定しております。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 次、8番行きます。

杉田委員。

- 杉田源太郎委員 歳出、2款1項8目自治協力員経費1,226万9,000円についてお伺いし

ます。

この中で、自治協力員38人の活動に関わる謝礼、その他の補助金等がありますけれども、その内訳について確認をさせていただきたいのと、今年の予算との、少しの差なんですけれども、この差の要因は何なのかをお聞かせください。

○増井太郎総務課長 杉田委員の御質疑への回答をさせていただきます。

まず、自治協力員経費1,226万9,000円の内訳でございますが、自治協力員手当として年24万円、38人の方への謝礼ということで912万円と自治会連合会への補助金283万円が主なものとなります。その他としましては、自治会連合会事業の随行に係る市職員の旅費の20万円と、自治協力員への記念品やバッグ購入などの自治協力員事業の運営に要する経費11万9,000円となります。そちらの合計額ということで計上させていただきました。

また、昨年度との差ということで、令和2年度との差額につきましては3万7,000円となりますけれども、先ほど御説明いたしました内訳のうち、協力員手当や連合会への補助金に変更はございませんけれども、職員の旅費につきましては3,000円、また、自治協力員事業の運営に要する経費のうち3万4,000円を減ということで今回計上させていただいておりますので、そちらの差額という形になります。

以上となります。

○渋谷英彦委員長 次、9番、秋山委員。

○秋山博子委員 それでは、歳出、2款1項、資料のほうは11となっておりますが、2款1項1目ということです。その人事管理費。昨年は人事院勧告に準ずるということで、非正規職員等の期末手当が減額され、会計年度任用職員については来年度検討するという趣旨の説明がありましたけれども、予算編成に当たってどのように判断したのか教えてください。

あと、予算書と説明資料それぞれのページが、先ほどの目の修正がありましたので、こちらもし正しいページはちょっと変わってくると思いますが、よろしくお願ひします。

○伊東義直人事課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

2款1項1目の臨時職員の給与費になりますが、こちらにつきましては会計年度任用職員の方は単年度で任用しております。年度当初に雇用条件を定めて任用しているため、年度途中の人事院勧告に伴う給与等の変更は行わないこととしております。そのため、令和3年度の会計年度任用職員の期末手当につきましては、令和2年度の人事院勧告に沿った額の予算額を計上しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 つまり正規の職員と同じような割合で減額が適用されたというところになるかと思うんですけれども、この予算の198ページ、先ほど人数が書かれているんですけれども、32人マイナス、昨年と比べていることの理由を教えてください。それから、このトータルでいる男女別を教えてください。それから、フルタイム、パートタイム、それぞれの人数を教えてください。

○伊東義直人事課長 予算書の198ページ下段のところ、会計年度任用職員の給与明細について記載させていただいておりますが、すみません、32人の減については、こちらは細かい資料のほうを持ち合わせておりません。

あと男女別、あと、パートタイムとフルタイムの人数についても、後で調べて御報告させていただきます。

○渋谷英彦委員長 次に行きます。

10番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 杉崎です。私のほうからは、2款1項11目人事評価制度推進費用についてお伺いします。

説明資料では、適正な人事評価を行うために制度を管理運営する経費と説明されておりますけれども、この経費の内容についてお願いいたします。

○伊東義直人事課長 杉崎委員にお答えいたします。

2款1項11目の人事評価制度推進事業費ですが、こちらにつきましては人事評価の公平性、客観性を確保する点、あと、職員の納得感を得られるような手法にすること、及び将来的に任用、給与、分限、その他の人事管理に活用していくための方法について調査研究していくための経費となっております。

以上です。

○杉崎辰行委員 それはこの説明のところでおおよそ大体分かるのですが、適正な人事評価、公平とか客観性とかというのは当たり前のことだものですから、そのために何でこの経費が必要なのかなというところ。内訳というのはそういうことを聞いたのですが、いかがでしょうか。

○伊東義直人事課長 今回、評価者に対する指導助言を通じた人事育成を図ることを目的とした評価のポイントを学ぶ評価者研修等の専門講師に委託する経費として考えてございます。

以上です。

○杉崎辰行委員 そう言っていただければ早いものですから、研修であったりとか講習があるよとかありまして、講師じゃなくて、人事制度そのものを変えとなると庁内だけではちょっと難しいでしょうから、今度はそういった説明にいただければ分かりやすいと思います。人事評価が公正なのは、ここに書いてあることは当たり前のことだということを認識していただいて、皆さんこの講習で学んだことを全部職員が、人事評価ですから特に上部の者が決めるのじゃなくて、下部の、下部という言い方は失礼なんですけど、下部から上部までを含んだ複合的に評価をする内容について検討していく、そういう時代に入ってきて、僕もこれからますます成果主義がうたわれてくると思うんですよ。そうやってきたときに本当にいい人事評価ができていかなという状況になっていたと思いますので、そんな意味で聞いてみました。ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、歳出の2款1項11目職員健康管理費についてお伺いします。

職員の定期健康診断等の受診率等について、また有所見者数等についてお伺いします。

○伊東義直人事課長 太田委員にお答えいたします。

定期健康診断及び人間ドックの令和3年2月末時点の受診率につきましては807人中705人で、受診率としますと87.4%でございます。2月末時点で結果が届いている受診者582のうち、有所見者数は520人おまして、89.3%となっております。

以上です。

○太田浩三郎委員 私が持っているのは、これは監査委員報告なんだけれども、数字が違うのだけれども、監査委員報告のは令和2年度なんだけれども、45%なんですよ。それで、そいつの受診率が44.5%で、異常なしの方が59人しか報告がないんですよ。あとは何か必ずお医者さんに行ったりしないかん有所見という格好で分かっているのだけれども、数字が違うのだけれども、課長さんのほうのが新しいとは思うのだけれども、現実問題として本来100%でないはずとは思っているのだけれども、かなり病を持たれた患者が多いわけなんだけれども、働き方改革の行政サイドももっと真剣に考えたほうがいいのかなということに質疑させていただきましたので、その辺だけお答えいただきたいと思っております。

○伊東義直人事課長 有所見者数につきましてですが、昨年度と比較しますと、数字上では、僅かではございますけど、有所見者の数は減ってございます。先ほど言ったように、520人有所見者数がおりますが、令和元年度は93%が令和2年度は89.3%ということで、若干有所見者数は減っております。こちらの定期検診受診後につきましては、所属長を通じまして未受診者への受診勧告を行うとともに、有所見者のうち要検査以上の方に対しては、医療機関へ検査及び受診の勧奨のほうを積極的に行っております。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

12番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、工事費の検査業務についてで2点お伺いいたします。

1点目は、年度予算が例年の約2.3倍になっている根拠をお伺いいたします。

2点目は、建設物価本での単価のほうの確認というのは、近くにいて非常に大変な作業だというふうに認識しておりますけれども、ウェブ建設物価の利用について、効果がどのようにあるのかお伺いをいたします。

○原川義之契約検査課長 須崎委員の御質疑に回答させていただきます。

年度予算額が例年の約2.3倍の根拠についてですが、建設工事の設計積算を行っております9課2事務所が書籍で購入しておりました建設物価及び積算資料などを契約検査課が電子書籍版で一括して事務処理したことにより、13節使用料及び賃借料が前年度比増額57万5,000円となったものでございます。なお、各課で購入しておりました書籍購入費につきましては減額のほうをさせていただいております。

もう一点、ウェブ建設物価の利用による効果についてですけれども、電子書籍版で一括して事務処理したことで約3万円の経費削減となっております。また、電子書籍版で追加収録されております単価もあり、検索機能というものも使用できることになるものですから、業務の効率化が図れると考えております。

以上です。

○須崎 章委員 やはり電子書籍のほうの間違ひもないでしょうし、それから毎月の、新たに建設物価のほうも変わってくると思いますので、非常にいい取組なのかなというふうに思っております。こういうところで作業のほうが軽減化されれば効率的になってくるかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○渋谷英彦委員長 次、13番、深田委員。

○深田百合子委員 2款1項18目の新庁舎建設事業費9億5,732万3,000円について、説明資料で3点の内容が書いてございます、事業説明が書いてございますが、その詳細を伺

いたいと思います。

- 1、事業費の内訳と建築工事費の内容。
 - 2、備品購入費の内容。
 - 3、移転業務である委託料の内訳及び委託先。
- 以上、伺います。

○油井光晴新庁舎建設課長 深田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

初めに、新庁舎建設事業の事業費の内訳でございますが、主なものとしまして、新庁舎建設工事の契約に基づく当年度分の出来高に伴う支払いが5億2,430万4,000円、建設工事管理業務委託の同じく支払いが1,189万7,000円、備品購入費が2億8,124万4,000円、移転業務委託料が7,730万円でございます。

次に、建築工事の内容についてでございますけれども、当年度につきましては7月末に新庁舎本体が完成します。その後は8月末頃から会議室棟の解体工事と、解体した後に整備する仮駐車場の整備工事を10月末頃まで行います。現在の本庁舎の解体工事は10月半ば頃から着手をする予定でございます。解体にはおよそ8か月程度かかりますので、解体の完了は令和4年度になります。本庁舎の解体後は、立体駐車場、連絡通路の整備と外構工事などを行いまして、全体の完了は令和5年3月の予定でございます。

次に、備品購入費の内容についてでございます。購入する品目としましては、主要なものとして、4段、3段、2段などの各タイプ、壁づけのハイタイプ、書庫や倉庫などに設置するラック、会議用、打合せ用、応接用などのテーブルや椅子、窓口カウンターは新庁舎では座って対応するローカウンターになりますので、その窓口カウンター用の椅子、待合フロアなどの長椅子、記載台、ロッカー、傘立て、授乳室の授乳用の椅子、つい立てなどでございます。

次に、移転業務の委託料の内訳についてでございますけれども、人件費を約4,260万円、トラックなどの車両費を約1,300万円、養生費や暖房代などを1,500万円、そのほか一般管理費を約670万円見込んでございます。委託先につきましては、新年度になりましたら入札で決定をする予定でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○渋谷英彦委員長 では次、14番、内田委員。

○内田修司委員 私のほうから、歳出、2款1項27目平和推進事業費ですけど、前年度とどうか、今年度予算に比べて83万1,000円の減となっておりますが、この減少の理由について伺いたします。

○増井太郎総務課長 内田委員への御質疑について御回答させていただきます。

83万1,000円の減の主な理由なのですけれども、この事業の中で例年行っています中学生平和使節団事業というのがございます。これについて今回中止ということで、計上を取りやめたことによるものでございます。

中止の理由なんですけれども、この事業は市内在住の中学生十数名を8月に平和使節団として広島市のほうに派遣というか行っていただいて、そこで被爆施設や平和祈念資料館等見学などをしてもらうことが主な事業の内容となっておりますけれども、現在の新型コロナウイルス感染症感染症の感染状況においては、こういった他県への集団での移動、それとか、現地では当然、またまとまって移動ですとか、食事をしたり、あと施

設見学等などによって集団で移動するということと、あと、その中でどうしても不特定多数との接触というのが避けることができない中で、今の現状ですと、なかなか感染リスクがある中で、大切な中学生のお子さんをそういったところに派遣するのは困難ではないかという判断をいたしました。実際に8月の事業実施なんですけれども、当然その前には募集をかけたり、作文を書いてもらって誰を派遣するかという事業も、年度が変わりましたまたそういったものも始まるものですから、今の時点では中止ということで、今回計上しなかったということでの減が主な理由となっております。

以上となります。

○内田修司委員 分かりました。今年度も中止されたという話はお聞きしましたので、この新型コロナウイルス感染症の状況では仕方ない状況だと思います。ただ、できるような状況になりましたら、また継続していただければと思います。よろしく願います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次に行きます。

15番、青島委員。

○青島悦世委員 歳出、2款4項1目選挙管理委員会費ですけれども、ある1枚目に、これはどこでこんな質疑をしていいか分かりませんでしたけれども、選挙管理委員会費の報酬の設定根拠、それなんですけれども、投票率は向上したほうがいいと思っているという前提でお聞きします。

選挙管理委員会では投票率向上策などの議論を行う会議などがあつたかどうかということ。お願いします。

○増井太郎総務課長 青島委員の御質疑へお答えさせていただきます。

まず、報酬等の設定根拠でございますけれども、選挙管理委員会の委員さんへの報酬の額につきましては、各種選挙執行時だけではなく、通常時においても選挙人名簿の登録や抹消等を行うために、必ず毎月1回は選挙管理委員会を開催し出席をいただいていることから月額として定めております。そして、委員長は3万円、その他の委員が2万5,000円となっております、これは焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例に規定をして、この額ということにさせていただきます。

また、そのほか、この事業費に計上しております東京で開催される全国市区選挙管理委員会連合会や、構成市で持ち回りで行っております東海4県で構成する同連合会東海支部、あと、静岡県各市選挙管理委員会連合会の総会出席のための委員の交通費等の費用弁償につきましても、同条例に基づいて算定しております。

あと、青島委員からの2番目の御質疑で、投票率向上ということが前提ということでそういった会議を行っているかということでございますけれども、先ほど言いました各連合会の総会や研修会においてもそういったことが議題となっております、投票率向上のための各種の取組事例などを学んだりする中で、選挙管理委員会のこういった定例の会議とかにおいて、各選挙における投票率の状況等をお伝えして議論等をいただいているとともに、あと、明るい選挙推進協議会というのがございますけれども、そちらのほうの研修会にも御出席をいただきまして、投票率向上のための啓発活動の事例などを議論していただいているところでございます。

以上となります。

○青島悦世委員 焼津市は僻地というか、そういう場所はないわけですが、移動投票所とかということをやったりしている、これからの時代の中で超高齢化社会に入っていくという中で、投票率向上となると、いろんな部分で検討していかなきゃならない部分があるかと思しますので、それらも考慮しながらやっていただくようにしていただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 次、16番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 歳出、2款4項5項1目、県委託経済センサスの調査費として684万6,000円が計上されていますが、この経済センサス、調査の内容についてお伺いいたします。

○増井太郎総務課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

経済センサスにつきましては、事業所・企業の基本的構造を明らかにする基礎調査というものと、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする活動調査の2つから成り立っております。そして、令和3年は、この経済センサスのうち活動調査が行われます。この活動調査では、令和3年6月1日を期日として、農業、林業、漁業に属する個人経営の事業所等を除く、こちらは農林業センサスとかそういったことでされているものですから、そちらの個人経営での事業所等を除く全国全ての事業所及び企業を対象に、基礎項目としては名称であったり電話番号、所在地、あと経営組織とか従業員数、あと主な事業の内容などを、また、経理項目として資本金等の額や外国資本の比率、売上げ、また事業によっては収入、金額、費用総額及び費用項目、事業別売上、収入の金額などを調査することとなっております。

以上となります。

○杉田源太郎委員 先ほどの資料を頂いて見せていただいたのだけど、かなり、物すごい量になっているのですけれども、ここに委託というふうになっているのですけど、これ、どのぐらいの調査人数、どのぐらいですか。

○増井太郎総務課長 調査員さんは一応今80人弱を、登録統計調査員ということで、毎年各種統計調査があるものですから、その統計調査に従事されているような方を登録していただいております。その中から、今回経済センサスがあるということをお願いをして、今80人弱の方を確保して調査に臨むというような形で体制を取っております。

以上になります。

○杉田源太郎委員 この調査内容は、県に続いて国の調査だと思うのですが、この調査内容、頂いた資料の中でも公表の予定が2022年の5月、あるいは2023年の何月とか、かなり先に公表されるということになるのですけど、焼津市としてこのデータを利用していくということは何か想定はされていますか。

○増井太郎総務課長 どうしても全国の全ての事業所を調査対象とするということで、国勢調査もそうなんですけれども、まず調査が終わってからそれを集計するということが時間がかかるかと思えます。そういったことで、公表時期というのがどの調査においてもある程度期間を置いてということになります。

また、この調査の結果ですけれども、当然これは一度、焼津市で集計するのではなく、一回全国で吸い上げて、事業所の個別が分からないような形で、事業種別だとか形態によって統計の結果が出てくるのですけれども、その中には焼津市の事業所の数ですとか、

あと、こういった従業員数でやっているかとか、例えば製造業、小売業が多いだとか、そういった傾向というのが出てくるかと思います。これまでも様々な計画ですとかそういったものをつくるときには指標としたりとか、当然年ごとで経過が出てくるものですから比較というのができると思いますので、そういった中で焼津市の現状を把握する、そして今後こういった施策に活かしていくかということで、各部署がつくるそういった政策の中では活かしていると思います。少なくとも今回の調査につきましては、総務課としましては、まず正確な数字を上げないことにはそういった調査にも使えないものですから、先ほど言った調査員さんにもお願いをするとともに、広報活動をして適正に調査ができるような形を整えていきたいと考えております。

以上となります。

○渋谷英彦委員長 では、17番、杉崎委員に行きます。

杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私のほうからは、3款2項1目児童福祉職員給与費のことになるのですが、今年度の予算が2億9,476万2,000円、それで、次年度が7億6,441万9,000円、4億6,985万7,000円の増加になっておりますけれども、この増加理由についてお伺いします。

○伊東義直人事課長 杉崎委員の質疑にお答えいたします。

17番以降、18、19、20が河合委員で、21がまた杉崎委員なんですけれども、いずれも給与費の関係の御質疑でありますので、今回増額になった理由を併せて回答したいと思います。

○渋谷英彦委員長 課長、待って。いい、それで。今ので。

○杉崎辰行委員 ほとんど私の求めているものはそんなようなものだから、結構でございます。お願いします。

○渋谷英彦委員長 続けてください。

○伊東義直人事課長 杉崎委員の3款2項1目児童福祉職員給与費、6款1項2目農業総務職員給与費、8款4項1目都市計画総務職員給与費と、河合委員のほうと杉崎委員両方から、10款6項1目保健体育総務職員給与費について増額の理由を問われてございます。

このそれぞれの職員給与費が増額となっている理由でございますが、地方自治法施行規則第15条別記の備考に、一般職の職員の給与、職員手当及び共済費は同一項の筆頭目——委員会費がある場合は2目になります——を付している目に計上するということとなっておりますので、令和3年度からこの今回増額となった目で計上したことによるものでございます。大きな組織変更とか人員配置の変更で増額となったものではございません。

以上です。

○杉崎辰行委員 この説明資料の説明の格好なんですけれども、要は私たちが思っていることはそういうことなんです。大きく変化しているものについては、こういう理由で変化したよという。ここで今、庁内の皆さんにこの話をしてもあれなんです、ちょうど総務の方、所管の中だものだから、特に総務が全体を所管するときに、こういう説明資料が上がってきますけど、そのときに一応中の検証はしていただきたい。そうしま

すと、このところに職員の人数が何人、何人、何人と書いてあるけれども、これは補足的な意味であって、この人数は前年度と比べると変わっているのですが、法の解釈をそれに準じて変えたよというようなことがここに入っていると分かりやすくなります。特に、私が頭がおかしいのかどうか分からないのですが、公会計については、非常に人件費の部分とか消耗に関してのことが見にくい。同じ部署の中でも、今ここでちょっと言わせてもらうのは、この同じ部署の中でも、要するに違う科目へ行くわけですよ、科目というか違う事業に。そういうのあるものだから、特に人件費のようなものはシビアになってしまいます。一番見やすいところ。そういうのも考えて、我々に分かりやすいような説明に今後していただければありがたいなど、そんな意味で聞かせていただきました。失礼します。

○渋谷英彦委員長 杉崎委員、18、19はもういいということでもいいですかね。

では、次に行きます。

20番、河合委員、どうですか。

○河合一也委員 話題になっていますけど、10款6項1目の、1番のほうは結構です。ただ、やっぱりチェックする側からは、今あったように、分かりやすい見やすいものがあるありがたいというふうに思います。

2番のほうだけお願いします。前年度スポーツ課職員は10名だったところ、令和3年度13人と増加している理由をお伺いします。

○伊東義直人事課長 河合委員にお答えいたします。

スポーツ課の職員数が3人増加している理由についてでございますが、令和2年度の当初予算の比較では3人の増加となっておりますが、実際の人事異動、その際には3名増加しております、令和2年度の補正予算の中で実際の人数、13人の予算計上とさせていただきます。ですので、実際の職員の増減はないこととなります。令和2年度に3人増加した理由につきましては、オリンピック・パラリンピック推進室に通訳1人配置、総合グラウンド管理センターに施設管理職員として技術職員を1名配置、スポーツ交流担当につきましては業務強化として1人配置しておるところでございます。

以上です。

○河合一也委員 ありがとうございます。

あと、会計年度任用職員については令和3年、2名と事業説明のところに入っていますけど、ちなみに令和2年は何名いたかだけ教えてもらっていいですか。

○伊東義直人事課長 そちらにつきましても後で回答のほうをさせていただきます。すみません。失礼いたします。

○渋谷英彦委員長 では、21番、これは終わっちゃったという形でいいのかな。

では、通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、総務部所管の審査を終わります。当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで交代して、暫時休憩いたします。

10時15分、再開します。

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和3年度焼津市一般会計予算案」中、行政経営部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

初めに、1番、秋山委員からお願いいたします。

○秋山博子委員 では、歳入、1款1目市民税（個人）について伺います。

焼津市民の中にも他縣市町村にふるさと納税をしている市民が多数いると思うのですが、市民税の歳入額を計上するに当たって、何名で幾らというふうに算定したのか教えてください。

○中島勝己課税課長 ただいまの質疑にお答えをいたします。

焼津市民がふるさと納税をすることによりまして市民税から控除される税、税額の公助額についてはおよそ1億3,000万円と算出しております。この額ですけれども、令和2年度の課税におけます寄附金税額控除額を基にして算出しておりますので、具体的に人数自体は見込んでおりません。

以上でございます。

○秋山博子委員 今回、焼津もふるさと納税が昨年、令和2年よりも大幅に上がるだろうというふうな予算が出されているのですけれども、ということは、この今お答えいただいたおよそ1億3,000万円というのも昨年に比べてかなり増額した金額になっているのでしょうか。

○中島勝己課税課長 焼津市に寄附が、集まる金額が多分多くなっているという形だと想定をしております。ただ、焼津市民が他の市町村にふるさと納税をしている人数については、今のところ、過去数年の経過を見ますと大きく変動はしておりませんので、そういうふうにお答えさせていただきます。

○秋山博子委員 巣籠もり消費といいますか、巣籠もり需要ということで、全国的にどこもその辺の数字は上がっているのかなと思うので、昨年に比べてどうかというふうに伺いました。了解です。

○渋谷英彦委員長 では、2番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、1款2項1目の固定資産税についてお伺いいたします。

固定資産税はマイナスの6億5,700万円、こういう予想で出ておりますけれども、本年度評価替え、並びに新型コロナウイルス感染症内容による猶予、あるいは免除というようなものがあつたかと思えます。それぞれの影響、それで、それぞれの予想を御提示いただけますか。

○中島勝己課税課長 ただいまの質疑についてですけれども、まず課税課の部分と納税促進課の部分がありますので、まずは課税課の分からお答えをいたします。

評価替え等に伴う影響額と新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の特例に伴う減額と、多分2本の柱だと思いますけれども、まず、先に新型コロナウイルス感染症の

関係の部分ですけれども、予想額としては2億7,400万円を見込んでおります。ただ、もう一つの評価替えについてですけれども、固定資産税の減額になる理由といたしましては、評価替え以外にも、例えば償却資産の経年減による減額とかいろんな要素がありますので、そのものも含めた形で評価替え等というような形で表現させていただきますと3億8,300万円というような数字となります。

以上でございます。

○小池善栄納税促進課長 それでは、猶予につきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の特例制度につきましては、本年2月1日に申請期限が終了しておりますので、令和3年度における猶予額というものは特に想定をしておりません。なお、引き続き納税が困難な方に対しては、既存の徴収猶予制度により申請を受け付ける予定でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、深田委員。

○深田百合子委員 15款2項1目地方創生推進交付金5,454万9,000円のまず内訳を伺います。

それから2番、各事業は何年目となりますか。

3番、地方創生交付金の活用期限はどうなっているか。

4番、これまでの総括及び活用状況を伺います。

○杉山佳丈政策企画課長 まず、内訳でございますけれども、この地方創生推進交付金の対象事業につきましては14の事業がございます。事業費の合計額は、この14の事業を足しますと1億910万2,000円となります。このうち予算書に、事業名の後半に（地方創生）と記載されている事業は8事業、補助対象とならない事業の経費も入っておりますので、その辺を除いた事業費の合計額は8,700万3,000円、そして、中事業、もしくは小事業でありまして、予算書に表記できない事業が6事業ございまして、これにつきましては2,209万9,000円となりまして、この地方創生推進交付金の補助率は2分の1でありますので、それが歳入額となっております。

なお、推進交付金の申請の事業につきましては、ただいま申し上げた14の事業をパッケージ化しまして、申請に当たりましては6つの事業として申請をさせていただきます。

あと、令和3年度の推進交付金の6事業が何年目ということでございますが、3年目となる事業が1事業、2年目となる事業が3事業、1年目が2事業となります。

地方創生推進交付金の活用の期限というお話ですが、推進交付金の申請事業の計画認定期間は3年度以内となっております。

また、これまでの総括、活用状況でございますが、総括としましては、これまでも様々な事業を展開してきまして、令和2年3月末の人口は13万9,217人でございました。社人研の推計人口では13万5,874人となっております、これを大きく上回るということになってございます。また、社会増分につきましてもプラス291人となるなど、一定の効果があったものと評価をさせていただきます。

あと、交付金の活用の状況ですが、平成28年度からこの交付金は活用してきておりますが、次年度で合計10事業の申請をするということになります。今後も地方創生の関係で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 事業の対象にならない事業もあるんですね。先ほど8事業が、8,700万円が対象になっていませんよと。それで、予算書に表記できない事業もありますよというお話もありましたので、それはどういうものでしょうか。

それから、これは3年間でこの事業をやると、それから、人口が増えたり社会的な人口が増えたりということで、地方創生の目的を果たしているということで理解しますが、なかなか実際には厳しいのではないかと。3年間でこの事業をやるのは。それで、3年間で追いつかない、終了できないものが、継続しているものがこの8事業の中に入っているのかなというふうにも思いますので、その辺の説明をもう一度お聞きしたいと思います。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えします。

すみません、私の説明が足らなかったかとも思いますが、8事業については対象にならないというわけではなくて、対象になってございます。ただ、予算書には（地方創生）と記載できない中事業、小事業であったものですから、そういった事業がございましてという説明でございます。

あと、3年の期限についてというお話ですが、この地方創生の取組に関しましては、こうした地方創生につながる取組を3年かけてステップアップをさせていくという仕組みの事業でございまして、1年目で何をやって、2年目でさらにこうした、3年目でこうなっていくというふうな形でステップアップして、成長させていって事業の展開を図っていくという目的で使う交付金でございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 8事業対象になっていると、私の聞き間違いで申し訳ありません。

その予算書に表記できない小事業というのは、また後で教えていただきたいと思いません。

今の課長の説明ですと、ステップアップ、成長させていくその事業だということなんですけれども、全て3年間で対応できてきた、そして、この6つの現在の新年度の予算も、そういう目的が果たせるという状況と受け止めてよろしいでしょうか。

○杉山佳丈政策企画課長 この地方創生推進交付金に関しましては、毎年度国に申請をしまして、その年度年度でどう取り組んでいくかというところを申請して取り組んできているものでございます。ですので、その目的に沿った形で達成ができているものと考えております。

○深田百合子委員 途中で名目を変更したとか、事業の変更をするとか、中断したということはないということでよろしいですか。

○杉山佳丈政策企画課長 途中でやめてしまったというような事業はございません。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、深田委員。

○深田百合子委員 19款2項5目ふるさと寄附金取り崩し30億円。

1、産業立地促進助成事業が5億673万円で一番多く、これは副市長の説明のときの金額だと思うんですが、その多く活用する理由を伺います。

それから2番目、ふるさと寄附金の活用には要綱はありますか。

3番目、活用は誰がどのように決めるのか。

以上伺います。

○増田恵子財政課長 深田委員にお答えいたします。

ふるさと寄附金基金の取崩しの件で、産業立地促進助成事業費に一番多く活用する理由でございますけれども、この事業は市内への企業進出及び市内企業の事業拡張促進のための補助金であります。令和3年度はこの事業が8億2,805万2,000円の事業費となっております。これは、この産業立地促進事業費補助金の補助対象企業が令和3年度は10社、そのうちの補助金額が1億円を超える企業が2社ございます。事業費は8億円超という大きくなっていますので、ふるさと寄附金基金を活用する金額も大きくなっております。

次に、ふるさと寄附金の活用の要綱についてでございますが、ふるさと寄附金基金の条例の第1条に、寄附者の思いを実現するための事業について、要綱に入れまして、子育て、健康、交流に資する事業、それから、市長が特に必要と定める事業に充てることとなっております。

次に、活用についてですけれども、どのように決めているのかということですが、予算編成の中で活用事業を決めております。また、ふるさと寄附金は恒常的な収入ではないことから、主に投資的な経費に充当しております。

以上です。

○深田百合子委員 今回は50億円余が入る予定だということで、30億円の予算を計上しておりますけれども、でも、これはあくまでも、令和2年度の50億円が入る予定だということで、その分のうち30億円を見込んだということなんですが、この今回の産業立地が8億円と多いと。それで、新年度、50億円の予算をまたふるさと寄附金が見込まれていきますけど、産業立地のほうがどんどん増えていったら、この対象には金額も少なくなってしまうんじゃないかなと思うのですが、このときに一般財源からの補填のほうを増やすということは考えなかったのでしょうか。

○増田恵子財政課長 深田委員の再質疑にお答えいたします。

一般財源からというお話なんですけれども、この産業立地促進助成事業なんですけど、地域産業の振興、それから雇用の創出につながる事業でございますので、今回はふるさと寄附金を充当するというので、予算編成の中で決めてございます。

以上です。

○深田百合子委員 これからふるさと寄附金に左右されるような心配もございます。先ほど予算編成時にこの事業を決めたということですが、どこの部で決めたのでしょうか。

○石原隆弘行政経営部次長 こちらにつきましては、予算編成のプロセスの中で、我々行政経営部のほうで原案のほうをつくってございます。それを予算全体の調整の中で、市長、副市長と御相談、協議する中で調整しているものでございます。

○深田百合子委員 ほかの事業を実施する各部課へ、全部もう先に行政経営部で、この事業に幾ら要るかということを決めるということで、対象には入っていないということですか。

○石原隆弘行政経営部次長 先に決めるとかということではございませんで、市役所全体の予算の要求状況を見まして、それからふるさと納税を活用できる事業はこういうのがあるんじゃないかということ、全体を我々のほうで見て充当する事業の案をつくらせて

いただいております。

- 深田百合子委員 では、この案をまずつくって、それがほぼ今回の新年度予算の計上されている事業が通ったということとして受け止めるんですか。
- 石原隆弘行政経営部次長 必ずしも我々がつくったものがそのままということではございませんで、市長・副市長と御相談する中で、こういった事業はどうだみたいなお話もございまして、修正するものもございまして。
- 深田百合子委員 要綱の中に、市長が特に定めるということもありました。じゃ、行政経営部次長に市長、副市長から話がされたときに変わったことはないのでしょうか。
- 石原隆弘行政経営部次長 特にこれという事業は、今我々のほうでも思いつくものがございますけれども、基本的には先ほど財政課長が申しました3分野、要綱で定めている3分野に沿った使い方がどうかということ、市長、副市長と御相談しているということでございます。
- 深田百合子委員 分かりました。行政経営部が市長、副市長に提案して、それで少し変わるかもしれない。それで、担当の部課はそこには入っていないということですね。
- 石原隆弘行政経営部次長 市長、副市長から何かという話でございましたけれども、今年度に関してはコロナ禍ということ踏まえまして、少し新型コロナウイルス感染症の対策で使えるところがないかということがございまして、今回新たに新型コロナウイルス感染症安全・安心みたいな項目で、少しふるさと納税の活用を入れさせていただいております。
- 渋谷英彦委員長 では、次、5番、杉崎委員。
- 杉崎辰行委員 私のほうから、2款1項7目志太広域事務組合広域振興事業負担金についてお伺いします。

こちらのほう、本年度の予算と来年度の予算を比べまして488万4,000円増加しておりますので、その理由をお聞かせください。
- 杉山佳丈政策企画課長 答えいたします。

志太広域事務組合の企画財政担当の正規職員数、こちらは現在2人でございますが、1人増員いたしまして3名となったことによる増額でございます。
- 杉崎辰行委員 ありがとうございます。了解しました。

新たに広域振興事業としないのは分かるということではないということによろしいですね。ありがとうございます。
- 渋谷英彦委員長 では、次、6番、杉田委員。
- 杉田源太郎委員 歳出の2款1項7目総合計画推進事業費822万7,000円についてお伺いします。

この事業内容、第6次焼津市総合計画の次期基本計画に関する策定、あるいはふじのくにフロンティア推進エリア、こういうふうに書いてありますけれども、その推進費の内訳についてお伺いします。

2番目に、昨年度予算1,336万円との差、これは何でしょうか。

3番目に、ふじのくにフロンティア推進エリア策定とありますが、これは県の基本計画の中のどの戦略を対象にしているのでしょうか。
- 杉山佳丈政策企画課長 まず、総合計画推進事業費の内訳でございます。

まず、総合計画の第2次の基本計画の策定が令和3年度にございますが、その業務内容といたしましては、庁内の検討組織におきまして第2期の基本計画の素案をまとめまして、審議委員による総合計画策定の市民会議で御意見をお伺いしながらパブリックコメント等を通して、また、総合計画等の審議委員会からの答申を受けて、令和3年11月頃に基本計画の策定をするという予定でございます。また、ふじのくにのフロンティアの推進への策定業務につきましては、県からのエリア認定を受けるための計画の策定を行うための支援業務を行う予定でございます。

また、費用の内訳でございますが、総合計画の策定に関わる費用が約627万円、また、フロンティアの関係は約165万円、ほかは旅費や事務費などの経費でございまして約30万円でございます。

次に、前年度予算との差でございますが、主なものといたしましては、本年度の組織改正によりまして、政策企画課と行政経営課に分かれたことから、市民アンケート調査にかかる費用が行政経営課の予算の中と、また、上泉相川のまちづくりに関わる費用が減額となっている、それが主な内容でございます。

次に、フロンティアの基本計画のどの戦略かというお尋ねでございますが、これにつきましては、県のふじのくにフロンティアを拓く取組の基本戦略の4にございます、多彩なライフスタイルの実現、こちらを想定してございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。今の最後のふじのくにフロンティアの中で、戦略の多彩なライフスタイルの実現ということなんですけど、戦略には、内陸、高台部のイノベーション、こういうところにも一切関わっていないということによろしいですか。

○杉山佳丈政策企画課長 やはり静岡県が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて社会環境だけではなくて個人の価値観が多様化した、こういった理由を上げて、多様なライフスタイルを実現するための地域資源や取組を連携させる地域づくり、こちらへ支援を重点的に取り組むという考えを示したことから、令和3年度から新たな補助制度として県からそういう情報提供がございました。ですので、本市といたしましてもこちらの計画、戦略を使わせていただいて、エリア認定を受けたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、松島委員。

○松島和久委員 私からは、歳出、2款1項7目です。参考資料の説明資料の32ページ、33ページを質疑させていただきます。

1行目の大事業名称としては総合計画推進事業費で、それが中事業になりますと2つに分かれていて、下の欄の行政経営システム推進事業費なんですけど、前年がゼロになっているということは、そもそも大事業の中にこの2つの事業が含まれていたものが、前年度予算で1,336万円あったものが分かれたのかなということを推測しております。推測はしているのですが、今回この6次総、第6次焼津市総合計画の推進というのが非常に焼津市にとっても大事なことだなと思いますので、この行政経営システムの本年度予算247万1,000円、3つの事業に書かれておりますので、この事業内容と、それぞれの経費の金額等を御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○青木雄一郎行政経営課長 ただいまの御質疑にお答えします。

初めに、まちづくり市民会議の開催に係る費用でございますが、まちづくり市民会議は例年公民館等を会場に、公募等により集まった市民の皆さんへ市から総合計画の進捗状況について報告させていただき、市民の皆様から評価や御意見を伺う場として開催しております。経費の内訳としましては、この会議に使用する文具等の消耗品1万円でございます。

次に、市民アンケート調査に係る費用でございますが、こちらは焼津市総合計画の施策に対する市民の皆様の満足度などを把握するために、毎年アンケート調査のほうを実施しております。経費の内訳としましては、アンケート調査の委託費196万円でございます。

次に、行政経営システム維持管理に係る費用でございますけれども、こちらは総合計画を着実に実現するために、事務事業の評価と検証をマネジメントシートを活用して行っておりますけれども、令和4年度に第6次焼津市総合計画の第2期基本計画が始まることから、これに伴う行政評価システムの予測体系変更などに係る経費としまして、委託費50万円を予算計上しております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○松島和久委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番に行きます。

岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、続いて、2款1項7目の静岡福祉大学連携事業費、中部5市2町連携事業845万円についてお伺いします。

静岡福祉大学連携事業費、これはそれぞれ事業1、2、3と、それぞれ補助金であるとか、維持管理費であるとか、運営委託費だというふうになっておりますけれども、この845万円の内訳と、それから、基本的に現状この事業がどのようにあの地域に影響を与え、どのように評価をされているのか、教えていただけますか。

○杉山佳丈政策企画課長 まず、事業の内訳でございますが、静岡福祉大学の連携事業費のうちの、まず1つ目は駅前サテライトキャンパスの電気代や水道代、あと消耗品などの需用費が27万1,000円、電話料やインターネットの使用料が7万9,000円、あと、若者の居場所の運営委託料が210万円、あと、駅前サテライトキャンパスの賃借料が180万円、そして最後に、静岡福祉大学連携事業費等補助金が420万円となっております。

この事業の評価でございますけれども、静岡福祉大学の連携事業、また、静岡福祉大学が授業として今年度から行っていただいております焼津地域学、これによりまして多くの学生に関わってもらっております。これによって焼津のことを深く知っていただいて、焼津というまちを愛する気持ち、これの醸成につながっているのではないかなというふうに考えてございます。また、駅前サテライトキャンパスを中心に、学生など若い世代が集まる施設としてこれまで運営してきたことによりまして、若者がこの周辺を回遊して地域の方との交流が生まれ、また、中心市街地の新たなにぎわいづくり、こういったものに寄与しているのではないかなというふうに考えております。

こうしたことから一定の成果がありまして、本事業を継続することによりまして、さらに効果を高めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○岡田光正委員　そういう見方もあるかと思いますが、具体的に静岡福祉大学が実施する事業、この内容がなかなか表へ表れてこないものですから、我々としてはあの辺が、果たして今若者が、あそこへ集まっているのかどこへ集まっているのかというようなことも若干勘繰るようなところもありまして、ぜひ、今やっている内容を大々的に表へ出していただければ、それなりの評価が出るのじゃないかなというふうに考えますので、その辺工夫していただくようお願いをしたいと思います。でないと、このお金って一体何なのということになってしまうことになってしまいますので、よろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長　では、次、9番、内田委員。

○内田修司委員　私から、歳出、2款1項7目出会い・結婚サポート事業ですけど、本年度の予算から600万円の増加になっておりますが、それが新たなイベントなのか、この増加の理由についてお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長　増額の理由でございます。

この出会い・結婚サポート事業、こちらは2つの事業から成り立っておりまして、ウェブサポートセンターの運営などによって結婚を望む人たちの出会いを支援する出会い・結婚サポート事業、こちらと、新婚生活のスタートを支援する結婚新生活支援事業、こちらから成り立っております。今回の増額となったのは結婚新生活支援事業でございます。今回の増額となったのは結婚新生活支援事業でございます。国の方針の改正もございました。これによって対象世帯の条件が緩和されたこと、また、交付の上限額が変更されたことに伴いまして、本市においても予算を大幅に増額したというところでございます。

以上でございます。

○内田修司委員　了解しました。

それで、このコロナ禍にあつて、ウェブでのサポートもなかなか難しいのじゃないかなと思います。お金をかけた分、実績が上がってくるといいなというふうに思っております。実績については決算のほうでまた確認させていただきます。

以上です。

○渋谷英彦委員長　次、10番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長　同じく出会い・結婚サポート事業です。2つの事業で成り立っているということで政策企画課長からお話がございました。

まず1点目は、出会い・結婚サポート事業のほうの新年度の事業計画を伺います。

2点目は、令和3年度から大幅に増額される予定の結婚新生活支援事業の改正について、できたら詳しく、対象年齢ですとか所得制限だとか金額についてお教えいただきたいと思っております。

○杉山佳丈政策企画課長　次年度の事業内容でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり2つの事業から成り立っております。ウェブサポートセンターの運営、これについては来年度も引き続きやっていきたいと考えてございます。また、今委員から御指摘のあったように、コロナ禍であり、なかなか難しいところではございますけれども、出会いの場の創出、こちらについても引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

あと、結婚新生活支援事業につきましては、制度改正の内容でございますが、これま

で対象世帯の要件、こちらが夫婦共に34歳以下で、かつ世帯所得が340万円未満、こういった基準の下に交付がされておりましたけれども、これが緩和されまして、夫婦共に年齢がまず39歳までに引き上げられたと。あと、世帯所得についても400万円未満、こちらになったことが1つあります。また、改正の2つ目としましては、これまでは補助の上限額が1世帯当たり一律30万円でしたが、夫婦共に年齢が29歳以下の世帯につきましてはこちらが倍増されまして、補助の上限額は60万円ということになりますので、こういった点も加味しまして、来年度は60万円の支給は7組を想定してございます。また、30万円の支給については16組想定しておりまして、合計で23組の支援を行ってまいりたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。34歳以下から39歳以下に上がった。340万円未満から400万円未満に、また所得制限についても緩和されたということでありました。そちらのほうは了解しました。

それで、あと、出会いの場についてのイベントを毎年計画していただいていますけれども、令和3年度については、恐らく同様かなと思うのですが、どんなイベントで、どれぐらいの時期で、回数は何回かというのを教えてください。

○杉山佳丈政策企画課長 なかなか来年のお話、今計画はしてございますけれども、難しいところもございます。今年度につきましては、やはりリアルで出会いの場の創出というのが難しかった、そういった点がありましたので、オンラインでの出会いの場、こういったものをZ o o mというビデオ会議システムを使いまして開催をさせていただきました。リアルで会う人の数よりはちょっと減ってしまいましたけれども、2回ほど開催をさせていただきましたので、来年度につきましてはできればリアル、できなければオンラインも併せながら、そういったこともやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、少子化対策の大事な入り口部分の事業でもありますので、今年度、新型コロナウイルス感染症で感染拡大がさらに進むようだとまくありませんけれども、それ以外でしたら、ぜひリアルにやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、新元気世代プログラム（地方創生）について、2点ほどお伺いいたします。同僚委員からは、一部一般質問と重なるところがあると思いますけれども、確認のためお伺いをいたします。

1点目は、事業説明内容では前年度同様ですが、予算額は前年度比約5割弱となる根拠をお伺いいたします。

2点目は、アクションプログラムの計画期間は令和2年度から令和6年度となっておりますけれども、現状の取組状況をお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長 答えさせていただきます。

減額の理由でございまして、今年度、令和2年度につきましては、新元気世代

プロジェクトのホームページを立ち上げさせていただきました。その作成に係る経費が来年度は不要となりますので、そちらが減っているというところでもありますので、です。前年比からこのような形で減額という形になってございます。

あと、新元気世代プロジェクトのアクションプログラムの関係でございますが、これは健康維持の分野、また、生きがいつくりの分野、あとは共通分野として情報発信、こちらの3分野で取組を体系づけて実施してまいりました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できないものもございましたが、開催方法を工夫するなどしまして、おおむね取組は進めてきたかなというふうに考えております。

あと、各部の本年度の実績値につきましては、今年度立ち上げました焼津おとな倶楽部、こちらの参加者になりますが、年度途中ではございますが、3月末までには30講座開催をさせていただいて、約400人以上の参加を見込んでいるところでございます。また、焼津市のシルバー人材センターや焼津市振興公社、こちらとも連携をして講座を実施しているところでございまして、1年目の取組をいたしましては、おおむね順調に進んだのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○須崎 章委員 お聞きしまして、30講座、400人ぐらいで順調に推移しているというふうにお伺いいたしましたので、なかなかこの新元気プロジェクトというのも、これから人生百年時代ということで、健康で長寿ということを目標にして、このプログラムの推進がうまく活用していただければいいなというふうに思いますので、以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、青島委員。

○青島悦世委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、2款1項7目デジタルマーケティング推進事業費についてお伺いいたします。

前年、いろんな活動をする中で、本年度予算1,300万円弱の減額ということになりますけれども、同じような活動をしているとすれば、この減額の理由について教えていただきたいのと、それから、本年度いろいろプロモーション活動、内容がそれぞれあるわけですが、それぞれの内容の効果と評価、その辺を教えていただければと思います。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをいたします。

主な減額の理由でございますが、ウェブサイトの構築費と広告配信費等の減によるものでございます。

まず、ウェブサイトの構築費につきましては、令和2年度に多言語対応のホームページが完成したことによる減額でございます。令和2年度はこのホームページに関しまして、契約ベースで約480万円でしたが、令和3年度は新規動画の反映、軽微な修正、追加記事の翻訳のための経費として約170万円を計上してございます。大体ここで350万円減ということになります。

次に、広告配信費等についてでございますが、令和2年度の広告配信の結果によりまずデータ分析を基にタケトーク等の絞り込みを行うことに伴う減額でございます。現在令和2年度事業といたしまして、静岡県への来訪者数が上位の国と地域、そして日本を

合わせました10か国に広告を配信中でございます。その費用はデータ分析を含めまして契約ベースで約3,050万円でございますが、令和3年度はこれを5か国程度に絞り込む予定でございます、その費用は2,150万円ほどを予定しております。こちらで109万円ほどの減ということになります。

続きまして、事業の効果でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、1月に国内の一部地域で2度目の緊急事態宣言が発出されたことから、配信事業再検討を行いまして、予定より約1か月遅らせた3月8日、おとといになります。ユーチューブへの動画の投稿とデジタル広告の配信を始めたところでございます。この配信は1週間程度行う予定でございます。そのため、大変申し訳ございませんが、現時点ではまだ分析ができておりません。あくまで参考でございますが、昨日夕方の段階で、ユーチューブに投稿いたしました焼津のPR動画の再生回数は約200万回でございます。国地域別ではタイ、台湾、アメリカ、こちらが上位となっております。今月末に委託業者から報告される分析結果を十分検討いたしまして、次年度以降の事業に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡田光正委員 ありがとうございます。

私も時々見せてもらっておるものですから確認をしておりますけれども、要は広告を5か国に変えたということですよ。少なくしたというの。では、また、場合によつたら地域的な問題、これもいろいろ検討して、場合によつたら広げるとかというようなこともあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 次、太田委員。

○太田浩三郎委員 私どもは、2款1項7目デジタルワーキング推進事業費の関係で、業者選定について、令和2年度はプロポーザルによる随意契約だったのだけれども、令和3年度はどのようにするのか、お伺いします。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えいたします。

デジタルワーキング推進事業費のうち、まずデジタルマーケティング事業費につきましては、令和3年度事業においても公開型プロポーザルによりまして広く業者から提案を募りまして、優れた企画を採用していく方針を基本とする予定でございます。

次に、市内の様々な魅力取材する市民リポーターを養成する事業であります焼津まちかどリポーター研修育成事業費につきましては、令和2年度の委託業者がリポーターを支援する基盤としての利用しておりますコミュニケーションツールの開発業者でありまして、この再構築のコストやノウハウの点から1社特命随意契約を想定しております。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 随意契約だものですから、十分に気をつけてよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしく。

○渋谷英彦委員長 では、15番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 歳出の2款1項7目デジタル変革推進事業費815万円、その内訳についてお伺いします。デジタル専門の人材、これをどういうところに求めているか、その期間、あるいはその位置づけについてお伺いします。

そして、3番目に公共施設等キャッシュレス化とは、納税、使用料、手数料も含まれ

るものなのかお伺いします。

4番目に、キャッシュレス化のスケジュールについてお伺いいたします。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをいたします。

デジタル変革推進事業費の内訳でございますが、民間のデジタル専門人材の派遣に伴う委託料といたしまして808万2,000円、公共施設等キャッシュレス化に伴うキャッシュ決済業者への手数料といたしまして6万9,000円を計上してございます。

次に、デジタル専門人材についてでございますが、NTT西日本から2人の派遣の受入れを予定しておりまして、派遣期間は令和4年3月末まででございます。位置づけといたしましては、1人は最高デジタル責任者、いわゆるCDO、チーフデジタルオフィサーとして、経営的な視点から本市のデジタル変革に関する助言・提言等を行っていただく予定でございます。2人目は特別デジタル専門官として、専門的な見地から本市のDX推進計画の策定と運用に携わっていただき、市民サービスのオンライン化や情報システムの標準化などを支援していただく予定でございます。

次に、本事業費におけます公共性とキャッシュレスの範囲でございますが、公民館やスポーツ施設など43か所の公共施設の使用料や、市民課などの8課における証明書発行手数料、事業の3か所等を予定しております。対象業務につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市民が公共施設で直接納付書を受け取ったり、市役所窓口で直接手数料を支払ったりする業務を中心に選定をいたしております。なお、水道、下水料金分につきましては別事業で先行して実施中でありまして、その他納税部分については別途別事業で実施予定と聞いております。

次に、公共施設におけるキャッシュレス化のスケジュールについてでございますが、4月1日のサービス開始に向け、現在システムの準備作業や業務手順の整理を実施しているところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。

ほかの同僚委員の質疑の中にも、この人材の中でNTTのことがありましたけれども、このNTTの選定に当たってどのような背景があるのか。

○渋谷英彦委員長 もう一回言ってやって。

○杉田源太郎委員 NTTの人材について、これを決めるに当たって、その背景についてお尋ねします。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをいたします。

選定の経緯でございますが、こちらの経過につきましては内閣官房の地方創生人材支援制度、こちらを利用してございます。これは国が自治体に民間の専門人材の派遣を支援するといった制度でございまして、簡単に申し上げれば国が自治体と企業のマッチングを行うといったものでございます。当市では昨年11月にこの制度に手を上げまして申請を行いまして、12月には国からの募集に3社の応募があったとの回答がございました。そして、その後3社から直接ヒアリングを行いまして、その中からというNTT西日本を選定したということになります。この選定結果につきましては、制度上3月上旬までに国に報告することになっておりますので、そのため、NTT西日本を候補と、あくまで候補としての会社として選定したという報告を行っております。そして、議会にも、

あくまで予定として先日報告をさせていただいたところでございます。今回は議会のほうで予算の御承認をいただけましたら、これから具体的な内容につきまして急ぎ詰め、必要な手続を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 キャッシュレスの開始、4月1日という回答でしたけど、もう既にほとんどできているということですか。

○櫻井芳之シティセールス課長 答えをいたします。

今かなり詰めておりまして、QRコードを御用意して、4月1日からの稼働に向けて事務を進めているという形になります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、16番、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、17番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、2款1項12目情報政策推進事業費の件でお伺いします。

1番目には、AIチャットボットシステム及びLINE助成配信システム運用について、相談窓口がチャットボットシステムで入力し、その後の展開はどのように担当課につながっているのかをまずお聞きします。

2つ目として、業者選定について、令和2年度は1社特命随意契約だったが、令和3年度はどのようにするのか。

この2点をお伺いします。

○櫻井芳之シティセールス課長 答えをいたします。

まず、AIチャットボットやLINE独占配信システムでの情報発信後の担当課との連携についてでございますが、AIチャットボットやLINE独占配信では、文書での御案内と併せまして、関連するホームページのリンクを紹介しております。より詳細な内容をお知りになりたい場合にはホームページを御覧いただき、それでも不明な点については、御案内したページに記載してある担当課に直接お問合せをいただく、こういった流れでございます。また、チャットボットで回答できなかった質問などの履歴や各課の担当業務に関する回答集などの分析結果を全庁で公表いたしまして、システムに登録してある質問と回答の追加や修正について、各課と協力しながら毎月更新作業を行っているところでございます。

次に、AIチャットボットシステムなどの業者選定についてでございますが、このシステムは、平成30年度の国の補助金を活用しまして、導入時点で公開型プロポーザル方式による1社特命随意契約を行ったものでございます。本業務につきましては、委託業者が独自のノウハウでプログラムを構築しまして、毎月調整を行いながら正答率を維持していくものでございます。別業者に委託した場合、正答率の維持が困難ということになります。簡単に申し上げれば、業者を変更した場合、AIチャットボットシステムのプログラムの再構築のための大きな費用と時間が必要になってしまうということでございます。そのため、令和3年度につきましても、1社特命随意契約を予定しております。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 大方了解しました。ただ、チャットボットに通信が入りまして、あと各課へという話なんだけれども、命の相談のような相談というのは、チャットボットはどのようなふうな処理を、答えをしているのですか。お聞きしたいと思います。

○櫻井芳之シティセールス課長 申し訳ございません。その質疑にはチャットボットではお答えをしていない、お受けしておりません。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 市長は、一晩中チャットボットが受けているから相談は大丈夫だというお話を聞いていたのだけれども、特に夜間のところは、緊急だとか、救命の関係だとか、命に関わることがあるわけなんだけれども、それを受け入れていないとすると、その方たちの相談窓口というのは非常に狭まっちゃうのだけれども、それを今後どのようなふうにするかをお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをいたします。

現在のチャットボットでございますけれども、まだそれほど会話をするような機能がそこまで行っておりません、正直に言いまして。これは私どものチャットボットだけではないと思いますけれども、特に命とかそういったこと、非常に重要なことに関わるものに間違った回答をしてしまうと大変なことになってしまいますので、現在はそういったものについては直接人が対応するというのが大事だと思っております。ですから、私どものほうでやっておりましたA Iチャットボットにつきましては、要するにどうしても答えられないものもございますので、そういったものはホームページなり、担当課のほうにつなげるというものになってございます。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 そうしますと、チャットボットのほうは、答えられませんという回答が行くわけですね。

○櫻井芳之シティセールス課長 チャットボットの想定していないものにつきましては、お答えできません、分かりませんという回答となります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、18番、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 同じく、情報政策推進事業費であります。

A IのチャットボットとLINEのお話でありますけれども、シティセールス課ですとなかなかお答えづらいかなというふうに思うのですけれども、前年に比べて減額されてしまったわけですから、令和3年度については、チャットボットにしてもLINEの活用にしても、縮小されちゃうのだろうかという心配があるのですけれども、その点はいかがででしょうか。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをさせていただきます。

現在縮小の予定はございません。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それと、なかなかA I、結構万能かなというふうに思うのですけれども、ただ、職員さんとの対面でやっぱり御相談を受けたがるというほうが、どうしてもすばらしいときがありますよね。なかなかやっぱり相談者が、市民の方が役所に出向くというのも難し

い場合もなきにしもあらずです。LINEのビデオ通話システムみたいなものを活用してリアルタイムで、相談者は自宅、職員は役所ということで、そのビデオの回線を使ってできるようになったらいいのになというふうに思うのですけれども、いずれにしてもNTT西日本からすばらしい方々が2人見えるものですから、そういったこともぜひ期待をしたいところです。

それから、デジタルデバインドの部分についても、DX計画の中でしっかり取り組んでいきますよという先日の市長からの代表質問での答弁もいただいておりますので、令和3年度、大いに期待をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、19番、深田委員。

○深田百合子委員 歳出、2款2項3目納税費1億6,749万3,000円なのですが、3点について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策による市税、固定資産税等の減免のお知らせの啓発や申請状況はどうでしょうか。

2、静岡地方税滞納整理機構への36件とはどのような状況でありますか。

3、滞納、滞繰の状況、また、会計年度任用職員は滞納者のどのような調査業務を行うのか。

以上、伺います。

○中島勝己課税課長 深田委員の最初の1番目の質疑に関しては、課税課のほうからお答えをいたします。

まず、啓発の経緯ですけれども、昨年5月ですけれども、新聞折り込みで、いわゆる新型コロナウイルス感染症の関係のところの中に、この減免のお知らせについての情報を盛り込んでおります。それから、広報やいづに関しては昨年の11月号と今年の1月号の2回にかけて掲載をしております。

それから、償却資産申告の対象者に向けて、新型コロナウイルス感染症の減免のチラシを、対象者は6,381人に対してこの辺の部分のお知らせのほうを申告書と同封して行っております。

それから、軽減措置の申請状況についてですけれども、申請件数としましては680件となっております。

以上でございます。

○小池善栄納税促進課長 次に、静岡地方税滞納整理機構への移管の36件の状況でございますが、滞納金額が延滞金込みでおおむね50万円以上ございまして、財産の所在が不明、または納付への理解が得られず解決のめどが立っていないという状況でございます。

次に、市税の滞納、滞繰越分の状況でございますが、2月末時点で、現年分につきましては、滞納者数6,254人、滞納金額約14億8,200万円、滞繰越分につきましては、同じく2月末時点で、滞納者数2,608人、滞納金額につきましては約3億1,300万円という状況でございます。

また、会計年度任用職員の行っている調査業務でございますが、各担当職員が行う滞納者の居住または財産調査の補助業務でございまして、他市金融機関等の関係機関への調査依頼書の取りまとめ及び郵送、それから回答データのパソコン入力が主なものでござ

ございます。そのほか、他の自治体からの滞納者実態調査の照会に対する回答書の作成、郵送等の補助業務も行っております。

以上です。

- 深田百合子委員 初めに、申請状況が全部で680件ということですが、その内訳は分かりますでしょうか。

それから、申請された方が、この680件は全てオーケーだったというのか、申請が通ったかどうかというのを伺いたします。

それから、静岡地方税の滞納整理機構に36件の方々が対象になっておりますけれども、これはその中で、理解不能、理解が得られないということの今御答弁がありましたけれども、精神的に追い詰められている方々も中にはいらっしゃると思うのですが、そうした対応にはそのような、生活保護の関係の専門の方とか、そうした精神ケアがちゃんと対応できるような、そういうフォローも行った上での理解不能ということになるのでしょうか。病気になってしまう方も多いと聞きますけれども、そういう状況ではないということでしょうか。

それで、会計年度任用職員の方々は主に事務事業ということで、外に出て滞納者への対応というのはしないということで理解してよろしいでしょうか。

- 中島勝己課税課長 680件の内訳でございますけれども、今回は事業用の家屋と償却資産といった形のところになります。事業用の家屋のみの件数が118件、それから、償却資産のみについては164件、両方について申請があった方が398件というふうな内訳となります。

それから、今回680件申請を受け付けたのですけれども、これが全て減免の対象になるのかというふうなところについてですけれども、こちらのほうは令和3年度の当初課税に向けて、今税金の積算のほうを、精査のほうをしている最中ですが、まず、対象にならない人というのはありまして、実は免税点を下回っている人は税が出てきませんので、基本的に軽減措置等対象外になるというふうなところがございます。

以上でございます。

- 小池善栄納税促進課長 まず、納税に関する理解の点についてでございますが、滞納整理機構に移管する案件につきましては、それまでの折衝の経過の中でどうしても理解が得られないというものについてでございますので、その段階で精神的なものとかが、生活困窮であるというものにつきましては移管の対象からは外れております。

それから、会計年度任用職員で外に出る職員はいないのかということでございますが、一般会計ではございまして、国保会計のほうで1人会計年度任用職員を外回り用の職員として雇用しております。なので、その方につきましては外へ出て滞納者のお宅を訪問して、その上で書類等を渡してくるという、そういう業務をしておりますので、外に出ないということではございません。ただ、外に出て仕事する方についてはその方お一人でございます。

それと、また、先ほど調査業務ということで御質疑でしたので、そのものしか回答しておりませんが、外国語の通訳も雇用しておりますので、その方につきましては一応職員を通して滞納者と話をするという、そういう業務を行っております。

以上です。

- 深田百合子委員 最後に、今の会計年度任用職員の方が外回り、訪問をされるということで、プライバシーに関わることなので、そういう業務も国保のほうでやっていただくということなのですが、大丈夫なのでしょう。市職員じゃなくて。
- 小池善栄納税促進課長 会計年度任用職員でございますが、地方公務員法に基づく一般職の地方公務員になりますので、その中でももちろん守秘義務等もありますし、職務専念義務等も図っておりますので、そういった心配はございません。
- 渋谷英彦委員長 では、次、20番目の質疑に行きます。
- 太田委員。
- 太田浩三郎委員 私は2款2項3目の収納管理についてお伺いします。
- 市税の収納が口座振替、コンビニ、スマホ決済、クレジット納付に移りつつあります。今後市民が便利に納付いただけるシステムができれば、収納率向上が図れるわけではないでしょうかということで御質疑させていただきますが、よろしいでしょうか。
- 小池善栄納税促進課長 お答えします。
- 市税の納付につきましては、市民の皆様の利便性を図るため、令和3年度よりスマートフォン決済による市税の納付ができるように準備を進めているところであります。また、市県民税特別徴収分と法人市民税につきましては、現在エルタックスによる市税の電子納付が可能となっております。今後、このエルタックスにおいても、固定資産税、都市計画税、それから軽自動車税種別割を、令和5年度以降に国のほうを中心に電子納付ができるように検討も進められておりますので、その動向を注視しまして対応していきたいと考えております。
- 以上です。
- 太田浩三郎委員 聞いたら、なかなか故障がつきもので、先般もみずほ銀行の関係が、ATMが故障しまして、大分使用されている方が3時間、4時間並んで待ったとか、そんな話が出たのだけれども、そういう事故対応も今後やっぱり考えていかなきゃいかんと思うのですが、その辺はどうでしょうか。
- 小池善栄納税促進課長 実際に今回のこのスマートフォン決済の導入につきましては、現状、コンビニ収納をしている収納代行業者からの1つのメニューとして導入をするところでございますので、そのような事故対応につきましては、今後もその収納代行業者と十分検討をして進めていきたいと考えております。
- 以上です。
- 太田浩三郎委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 では、次、最後になります。
- 21番、杉崎委員。
- 杉崎辰行委員 私のほうからは、7款1項3目浜通り町並み観光施設整備事業費についてお伺いします。
- 1番目、服部家に関わる改修工事とか利活用の準備に関する総額についてお聞きします。
- 2番目は、利活用の計画内容について、今聞いていることよりももっと細部についてお聞きいたします。
- 杉山佳丈政策企画課長 服部家に関わる改修等に係る経費ということかと思えます。

まず、母屋の設計や改修、また、ポータルサイトであるホームページの作成、また、来年度におきましては蔵の改修、そういったものを行ってまいります。トータル的には1億2,163万円の程度の費用が予定されてございます。

あと、服部家の利活用の詳細というお話でございます。服部家につきましては、本年度母屋の改修工事は予定通り完了しまして、令和3年度から民間の事業者が運営をしております。その利活用の内容につきましては、この浜通り服部家でしか味わえない歴史や文化との触れ合いや、地域の皆様と交流できる、そうした空間で、ゲストハウスであるとかコワーキングスペースとして、首都圏などからの、特に女性をターゲットにした利活用をしていくような計画でございます。さらに、今申し上げましたが、令和3年度には隣接しております蔵についても改修をさせていただきますして、母屋と一体となった活用をすることで、服部家の魅力のさらなる向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 今のお話は全部ほぼ聞いているのですが、例えば蔵の中で飲食ができるようなふうにするとか、ギャラリー的なものを予定しているとか、それで、母屋のほうなんですけれども、道のような、ここで今、コワーキングスペースもという話があったのですが、これなんかは今のデジタル化に関するようなものを含んでいるのか。それで、ゲストハウスとなっているのですが、宿泊が可能なのかなどなのか、そういう許可を取るのか取らないのか、その辺のところもお聞かせ願いたいのですが。

○杉山佳丈政策企画課長 母屋につきましては、デジタル化というお話であれば、Wi-Fiの設備についても設置をさせていただきますして、こちらでお仕事ができる、そういった環境も整えてまいりたいと考えてございますし、ゲストハウスでございますので、母屋の2階には宿泊できるスペースを2部屋ほど御用意させていただいているところでございます。また、飲食につきましても、服部家については非常に大きめの台所を用意させていただきますして、台所というかキッチンと言ったほうがいいかもしれませんが、そちらで魚をさばいたりとか、そういったところもできるようにしてまいりたいという形で設計のほうはされてございます。

蔵につきましては、コワーキングスペースの活用とともに、お泊まりになった観光客の方が特別な空間としてそちらでもくつろいでいただけるというような利用も考えているところでございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 細かく聞いちゃって申し訳ないのですが、蔵のほうでくつろぎのスペースっておっしゃったのですが、例えばここにティーハウスのものとか、コーヒーとか、要するに飲食というか、喫茶ルーム的な役目もこの中に予定していらっしゃるのですか。

○杉山佳丈政策企画課長 そちら辺の詳細につきましては、これから民間の運営事業者の方とお話を進めながら詰めていきたいというふうに考えてございます。

○杉崎辰行委員 ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、行政経営部所管部分の審査を終わります。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、11時35分、再開いたします。

休憩（11：28～11：34）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和3年度焼津一般会計予算案」中、防災部所管部分を議題といたします。
質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

初めに、1番の質疑について、太田委員からお願いします。

○太田浩三郎委員 私は、歳出の9款1項1目志太広域事務組合常備消防分担金についてお伺いします。

前年度より増額となっています理由を知らせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○川村剛之地域防災課長 太田委員にお答えします。

志太広域事務組合常備消防分担金が前年度より増額となっている理由といたしましては2つの理由があります。まず1つ目の理由といたしまして、職員が260名から264名に増えたことに伴う人件費の増加であります。2つ目の理由といたしまして、起債の償還額の増加によるものでございます。この起債の償還は消防債で、据置期間終了に伴い償還が始まるものと令和2年度で償還が終わるものとの差引きで結果として増額となったものであります。これらの理由によりまして当初予算ベースで前年度に比べ2,997万9,000円の増額となっております。

以上です。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番目、川島委員。

○川島 要委員 私からは、9款1項4目自主防災組織育成費について伺います。毎年夏の継続事業として市民防災リーダーの育成講座が行われております。もう既に数年が経過しておりますけれども、その毎年毎年の修了者総数は何名ぐらいになるのか。また、そのうちの男女別の内訳を伺います。

それから、2番目として、その修了者に対するフォローアップの研修会等は実施されているのかどうか、伺います。

3つ目は、特に今までの講座の中で避難所開設訓練ということが行われているのか。また、今後、避難所自体がこのコロナ禍でかなり分散をしていく可能性がありますので、そういったときに、一般質問でも触れましたけれども、避難所開設に対する人手というものが非常に多く必要になりますので、こういった市民防災リーダーの皆さんのお力もお借りしなければいけない場面が相当出てくるんじゃないかというところで、避難所開設訓練の実施状況について、また、今後の予定について伺います。

○川村剛之地域防災課長 川島委員にお答えいたします。

まず、市民防災リーダー育成講座の修了者数であります。本年の修了者数は50名

で、そのうち女性は6名であります。また、これまでの修了者数累計は1,345名で、その中で女性が31名であります。

次に、講座の修了者に対するフォローアップ研修についてであります。市主催の防災関連講座や研修会への参加案内を行うなど、講座修了後のフォローアップを行っております。今年度は1月23日に和田公民館で静岡大学の池田恵子先生を講師にお迎えして災害時の男女共同参画をテーマに防災講演会を開催し、フォローアップの修了者12名が参加をしていただいております。今後も講座の修了者の方々につきましては、国や県、当市などで開催いたします防災分野の講座や研修会の御案内を継続的に実施してまいります。

次に、育成講座における避難所運営の導入でございますけど、今現在はリーダー講習の講座の中には入っておりませんが、育成講座における避難所訓練の実施については、コロナ禍におきましては感染対策を踏まえた避難所に係る訓練は非常に重要なものと考えております。したがって、自主防災会や地域の皆様が訓練によりその手順や注意点を学んでいただくことで災害時における避難所の迅速な設置や的確な避難者の受入れにつながることから、新年度の防災委員長会議などを通してマニュアルや動画を活用しながら周知してまいります。併せて自主的な避難所開設運営訓練について呼びかけてまいります。また、防災リーダー育成講座における1つのこまとして検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。非常に前向きに、また、現状の状況というものをよく分析をしていただいて内容の検討をお願いしたいと思います。

今、東日本大震災から10年の節目を迎えようとしております。過去の災害、いろんな形態の地震災害、津波災害、いろんな災害がありましたけれども、そういった過去の教訓の中で共通する部分というのは、避難訓練はやった内容しかいざというときにできないと。それ以上のものはできない。だから、いかに日頃からいろんな形の訓練をしていくかというのが非常に大事なところになりますので、そういったことも含めて、いざというときにはどういったことが必要なかというものもよく検討いただきまして、ぜひこの市民防災リーダーの育成講座、内容の充実を期待したいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、引き続き川島委員。

○川島 要委員 続きまして、9款1項4目住民防災対策推進事業費のところ、まず1番目に、家具等転倒落下防止事業につきまして申込み件数を伺います。何年かの傾向も分かれば伺いたいと思います。

それから、感震ブレーカーの設置申込み数、これも毎年一定の枠を取って申込みと設置をしていただいておりますけれども、その推移とこれまで合計でどれくらいの件数を設置されたのか、伺います。

それから、こういったコロナ禍でありますので、避難をするときにはできるだけ、その災害の状況にもよりますが、避難所に行くということよりもまず自分の家で自宅避難ができるような準備をしていくということも非常に大事ですので、こういった感震ブレーカー、様々な自宅の耐震に対する取組について、その啓発活動についての取組

を伺います。

○川村剛之地域防災課長 川島委員にお答えいたします。

まず、家具等転倒落下防止事業についてであります。今年度の実績といたしまして2月末現在22件でございます。また、事業を開始した平成16年度からの累計では3,225件の実績であります。

次に、感震ブレーカー等設置推進事業における申込み件数についてであります。今年度の実績といたしましては2月末現在116件であります。また、事業を開始した平成29年度からの累計では1,460件の実績であります。

次に、感震ブレーカー等設置推進に関する啓発活動についてであります。感震ブレーカーの設置は地震発生時における火災の防止に効果的であることから、今後も積極的な事業の推進を行ってまいりたいと考えております。具体的な取組といたしましては、「広報やいづ」、市ホームページ、防災ウェブ、LINEなどの掲載のほか、自主防災会に関する会議や出前講座などで紹介をしてまいります。また、感震ブレーカーの設置を依頼しております電気工事事業協同組合などに顧客へのPRをお願いするなど、様々な機会を通して事業の周知に努めてまいります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番目、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私のほうから、9款1項4目津波対策施設整備事業費についてお伺いします。金額は70万円ですけれども、その購入場所とその必要理由についてお聞かせください。

○関 裕介防災計画課長 杉崎委員にお答えいたします。

用地の購入場所についてであります。平成27年度に下小杉、藤守地区に整備した高台広場、こすぎ山の敷地の一部であります。当該地は都市計画道路志太海岸線の計画用地として、今後を見据えまして、土地取得事業特別会計により先行取得を行ったものであります。都市計画道路の変更に伴い一般会計で買戻しを行うものであります。

以上であります。

○杉崎辰行委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは津波対策検証事業費についてです。

1点目については同僚議員からの一般質問で御答弁がありましたので、了解をいたしました。

2点目は、シミュレーションによる結果はどのように活用するのか、お伺いをいたします。

○関 裕介防災計画課長 須崎委員にお答えをいたします。

シミュレーションの結果の活用につきましては、シミュレーションに基づきまして津波防災地域づくり推進計画の点検について検討も可能となるものであります。津波対策事業の減災効果を示すなどPRをしまして、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番目、青島委員。

○青島悦世委員 同じくですけど、海岸整備によってこれが進んでいって安心とか安全とかという言葉がまた出ているんですけども、防災のことを本来のことで考えていきますと、今3.11で10年ということで盛んにテレビ等の報道でも検証みたいなやつがやられているわけですけども、逃げる、このことをやっぱり強く発信していくことだと思います。この予算の中にそういったことが意味されることが入っているのでしょうか。

○関 裕介防災計画課長 お答えいたします。

この予算の中では特に避難についての啓発等については入っておりません。津波シミュレーションの解析の費用となっております。

以上であります。

○青島悦世委員 ごめんなさい、須崎委員のときに最後のところの答弁の中で同じ内容のところですから、PRをしていくという言葉があったと思うんですよ。なので、そのPRというのは今私が言ったようなことは入っていないということですか。

○久保山巖夫防災部長 2月の「広報やいづ」でああいう形で漁港整備に絡んで浸水区域がこうなりますという形で減災効果というのを示させていただきましたけれども、同じように市全体としてああいう形で示せればということで、それをPRと言わせていただいております。まさに防災部が津波といたらすぐ逃げろ、命を守る行動を優先してくださいという形で一緒に防災教育を含めて、そういう形で一緒にセットで、今、津波対策というのは多重防御という形でハード、ソフト両面でやっておりますので、そこを含めて防災部として発信をしていくということでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番目に行きます。秋山委員。

○秋山博子委員 私は同じ事業費なんですけれども、改めてで恐縮なんですけど、もう一度事業の内容、財源、事業費の内訳、検証のスケジュール、その検証結果の活かし方、簡単に結構なんですけれども、お願いしていいでしょうか。

○渋谷英彦委員長 基本的には重なった質疑はしないということになってはいますが、簡略に説明してください。

○関 裕介防災計画課長 秋山委員にお答えいたします。

まず、事業の内容ですが、シミュレーションは市の海岸全体を対象としまして、いわゆるL2の津波を想定して整備中の津波防護施設の完成を前提として減災効果を算出するものです。

財源でありますけど、津波対策あんしん基金を充当させていただきます。

事業費の内訳ですが、シミュレーションのための委託料になります。

検証のスケジュールですが、初めに検証に当たりまして、津波対策施設が国、県、市と管理者が分かれておまして、それぞれにおいて津波対策を実施しているため、各施設の整備状況などを調査して、その資料に基づきシミュレーションの算定条件を決定して委託の発注を行います。令和3年度中の完了を予定しております。

検証結果は、先ほどもありましたが、津波防災地域づくり推進計画の点検について検討も可能となるものであり、また、減災効果などをPRして情報発信させていただきたいと思います。

以上であります。

○秋山博子委員 そうしますと、津波防災の施設整備が完了したことを前提にと今御説明いただいたんですが、例えば大井川港の胸壁の工事なんかを見ますと、令和2年で18%、令和3年末で20%の予定で、つまり1年で2%、進み方が。そうすると、あと何十年かかるのかなというところもあるのかなと思うんですけど、そういった予定しているものが全て完了したらこうなりますよというシミュレーションということでもいいんでしょうか。

○関 裕介防災計画課長 現在事業化している整備事業の完了を前提としたシミュレーションになっております。

以上であります。

○秋山博子委員 そうしますと、いついつの時点でのシミュレーションというのがちゃんと明確にされるということでもいいですよ。完了していないものも完了したというふうに、そうすると、情報が非常に混乱するかなと思うので、そういうことでもいいかなと思うんですが、どうですか。

○関 裕介防災計画課長 その辺は誤解がないように正確な発信に努めてまいります。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、最後になります。須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、高台広場のほうの事業費のことで大井川環境管理センター周辺振興事業費についてお伺いをいたします。

港が見える丘防災広場に設置する附帯設備は何かお伺いをいたします。

○関 裕介防災計画課長 須崎委員にお答えいたします。

港が見える丘防災広場になりますが、附帯設備になりますが、大井川環境管理センター周辺振興事業の一環としまして、地域の交流の場としての活用に対して防災用のベンチなど、休憩機能を兼ねた施設を整備するものであります。

以上であります。

○須崎 章委員 この見える丘公園というのはやはりグラウンドだかよりも五、六メートルぐらい高くなっているところです。本当に避難するときにもそういうものが活用できて、皆さんが安心して避難できるような場所になればいいかなというふうに思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑を打ち切ります。

以上で、議第1号中、防災部所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代します。ここで休憩になります。13時、再開いたします。

休憩（11：55～12：57）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和3年度焼津市一般会計予算案」中、こども未来部所管部分を議題とい

たします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

初めに、ナンバー1の質疑について増井委員からお願いいたします。

○増井好典委員 私の方から、歳出3款2項1目児童虐待及びDV対策事業に関してですけれども、宿舍の人件費と対策費ということだと思うんですけれども、大幅な予算の増加になっております。増加の要因のほうを伺います。

○岡村 昇こども相談センター所長 増井委員の質疑にお答えさせていただきます。

児童虐待及びDV対策事業費、こちらのほうは例年ですと人件費が主なものでありましたけれども、来年度につきましては、要保護児童等に関わる情報を自治体ごとの連携を図ろうということで、国のほうで全国统一の情報共有システムというものを構築しまして、来年度からは各自治体がそれに連携するようになりまして、当市におきましてもそのシステムに連携できるシステム導入を行うということで、その費用が1,255万2,000円ほどありまして、来年度大きく増額した要因のものになります。

以上でございます。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー2、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私も同様のことなんですけれども、連携強化ということになっておりますが、このための取組に要する経費の内訳をお願いいたします。

それともう一つ、DV被害者の支援内容、どのようなことを支援しているのか、また、それに要する経費はどういう内容なんでしょうかということをお聞きします。

○岡村 昇こども相談センター所長 杉崎委員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほど説明させてもらったシステムの導入につきましては、システムの購入費と保守点検費用ということでの1,255万2,000円となります。あと、要対協の関係で情報共有するための協議会がありまして、そのための経費というものが報償費等5万2,000円というものになってまいります。

あと、DV被害者の支援、こちらにつきましてはの支援内容と要する経費の内訳でございますが、支援内容につきましては、基本的にはDV被害者のほうの支援体制ということで、DV被害者のための女性相談員を配置しながら、多種多様の資格を持った相談員を配置させていただき、様々な相談内容に対して対応できる体制を整えております。経費のほうとしましては、先ほど言いました女性相談員を配置させていただくというものに対しまして人件費、こちらが369万円ほどということで経費の主な内容になっております。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 今、女性相談員の話はここにも載っているんですけども、各種の資格を持ったというのは職員ですか。それとも職員じゃない人なんでしょうか。

○岡村 昇こども相談センター所長 正規職員としましては教員の資格を持っている方、会計年度職員としては……。すみません、正規職員の人は教員と保健師ですね。会計年度職員としては社会福祉士、こういった資格を持っている方を配備しております。

以上です。

○杉崎辰行委員 了解。

○渋谷英彦委員長 ナンバー 3、川島委員。

○川島 要委員 私のほうから 3 点通告いたしましたけれども、1 番と 3 番は結構でございます。

②の児童虐待の早期発見への対策として、現状、なかなか早期発見というのは非常に難しい形態があるかなと思うんですが、今何か取組をされているようなことがあれば、お聞かせください。

○岡村 昇こども相談センター所長 川島委員の質疑にお答えさせていただきます。

児童虐待の早期発見という対応につきましては、例年、各市内の小学校のほうに年度初めにこども相談センターのほうが回らせていただいて、顔をつないで情報を提供していただけるような信頼関係、連携関係を築いているところでございますが、今年度につきましては、小学校以外の市内の公立幼稚園、保育園、小規模の保育園とか、公立、私立の幼稚園も訪問をさせていただきまして、より連携を強める団体を広めて情報交換という形で情報を得られるように、早期発見につながるような形で協力いただけるように依頼したところでございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー 4、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、やはりこの事業費について、非常にメディアのほうではコロナ禍の中で生活が非常に変化しているということで、児童虐待及びDV被害が増加しているとお聞きしているんですけども、本市のほうの状況はどんな状況ですか。お伺いいたします。

○岡村 昇こども相談センター所長 須崎委員の質疑にお答えさせていただきます。

本市のほうの状況としましては、まず、虐待のほうでございますが、こちらにつきましては、今年度を見ますと、4月、5月の段階では相談件数が少し増えている状況がありました。6月以降につきましては前年並みの相談件数となっております。ただ、4月、5月の増えている状況というのは、こども相談センターのほうからも新型コロナウイルス感染症の関係でちょっと気になるお宅は学校も休校になったりして情報が入りにくいということでございましたので、こちらのほうから気になるお宅にコンタクトを取るという形で、情報を集めるために相手に連絡をした回数も入っておりますので、その分が4月、5月に反映されているということになります。

DV被害者のほうの状況におきまして、こちらのほうも年度初めの4月、5月、こちらは件数が増えております。6月以降につきましては前年並みというふうにDVのほうもなっております。こちらの4月、5月のほうにつきましては、こちらの増えた要因というのが年度初めに新型コロナウイルス感染症で定額給付金、こちらのほうの交付の話があって、そちらをもらうためにはどうしたらいいかと、そのような内容の相談が4月、5月に集中したということでありまして、DVが純粹に増えたという相談ではなく、ありましたので、基本的には6月以降を見ますと前年並みという状況にDVのほうもなっております。

以上でございます。

○須崎 章委員 承知しました。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー5、深田委員。

○深田百合子委員 歳出3款2項1目放課後児童クラブ運営事業費2億5,738万2,000円について伺います。

1、26、各33支援の単位の運営経費の委託料、これは補助率が国、県、3分の1ということですが、その内訳を伺います。

2、焼津西小学校区民間施設借り上げ料は幾らですか。

3、そのほか施設管理経費、4、待機児童、新年度の申込み状況はどのくらいですか。

5、支援員の研修、資格の見込みを伺います。

以上です。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

まず、放課後児童クラブの運営事業費2億5,738万2,000円のうち、補助を伴う委託料につきましては2億3,651万9,000円となります。その内訳についてでありますけど、運営の基本額として1億8,369万1,000円、児童の数が19人以下の小規模なクラブの運営加算として118万2,000円、家庭、学校等との連絡、それから、情報交換等のために開所時間が平日午後6時半を超えて開所する支援員の賃金改善補助として435万円、障害児受入れのための事業として2,850万円、障害児を3人以上受け入れる場合の加算として380万円、最後になりますけど、委託法人が契約する物件の賃借料、家賃補助となりますけど、これが1,499万6,000円となります。

次に、焼津西小学校区の民間施設の借り上げ料についてでありますけど、焼津西小学校区のゆりかご西クラブゆりかもめの施設の借り上げ料として189万9,000円となります。

次に、その他施設管理経費についてでありますけど、主なものとして、市が所有する施設の修繕費等として88万円、夏季限定の放課後児童クラブの開所費用として195万3,000円、最後になりますが、独り親家庭や多子利用世帯などへの利用補助として1,540万円となります。

次に、新年度の申込み状況についてでありますけど、全体の定員1,193人に対しまして1,175人の申込みがございました。待機児童については発生する見込みはありません。

次に、支援員の研修、資格の見込みについてでありますけど、支援員の認定研修は県が主催し、東、中、西部の3地区で年1回から2回程度実施されております。令和3年度の受講者の予定は23人です。なお、この研修でありますけど、例年、県では受講希望者が多いことから、各市町に受講できる人数の枠が設定されておりますけど、市が県に対し積極的な調整を行う中で当市の受講枠を広げていただいております。参考になりますが、令和元年度は6人の枠に対し10人が受講でき、令和2年度は12人の枠に対し20人が受講し、支援員の資格を取得することができました。

以上となります。

○深田百合子委員 少しお伺いします。②のゆりかもめの189万9,000円、西小学校の借りている土地、民間の借り上げ料ということなんですが、あそこは焼津市の土地ではないんですか、西小学校の中に借りていたのは。

○藤野 大子育て支援課長 大変遅くなりまして申し訳ありませんでした。

今の御質疑の件ですけど、土地については民間の土地となりまして、建物については賃借料として御負担をさせていただいております。

すみません、確認ですけど、塩津の踏切のところにある放課後児童クラブさんの件でよろしいでしょうか。

○深田百合子委員 西小学校の中に入っている施設のことではないのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 それは市の土地で市の建物になりますので、料金のほうはわかりません。

すみません、以上です。

○深田百合子委員 分かりました。新しいところの施設ということですね。

新年度の申込み状況をお聞きしましたところ、今1,193人の定員のところ1,175人ということで、待機児童数はないということなのですが、先日、教員の方からちょっと相談があって対応していただいたんですけども、私の子どものときには点数というのはなかったんですが、今は保育園も学童保育もいろんな条件、点数によって点数の高い人が入れる上位になっていくと、そういうのがあると聞きましたけれども、それというのは何か一覧表とかがありましたら後で見せていただけるのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

後ほど資料のほうは提供させていただきます。

○深田百合子委員 ありがとうございます。

それから、支援員の研修を御努力いただいて焼津市も多く研修していただいているということですが、そうしますと、今年度の見込みで全体の何割ぐらいの職員の方がこの支援員の資格を持っているということになりますでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 令和3年度の予定までを含めると、すみません、今、令和3年3月1日時点で33支援に対して85の方が支援員の資格を有してございますので、単純に割合といいますか、数に対して支援を割ると、平均になりますけど、1支援単位2.57人となります。ただ、支援単位ごとでは7つの支援単位が1名の支援で運営しているところが現状としてはございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 ぜひ複数に、7つの施設が1人の先生で子どもを見るというのは大変危険です。安全対策の面からもぜひ複数で、支援員の免許を取っていただけるといものと併せて、そうした複数も併せて要望させていただきます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー6、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 同じ目です。私どもは国庫補助、子ども・子育て支援事業補助費についてお伺いします。

3,301万4,000円、約88.4%の増額になっております。増額の理由をお聞きします。保育所への委託経費となっておりますが、その辺の内容をお聞かせください。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 それでは、杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

国庫補助、子ども・子育て支援事業費の増額の理由ですけれども、まず、子ども・子育て支援事業費につきましては、民間保育所が実施する一時預かり事業及び延長保育事業、病後児保育事業に対する補助金となります。このうち一時預かり事業及び延長保育事業につきましては、国の要綱改正により補助金の基準額等が増額となったため、2月定例会先議分で補正をお願いしたところであり、その増額分2,117万8,000円につきまし

ては、令和3年度の当初予算においても予算要求をさせていただいたものであります。

また、令和3年4月から民間幼稚園2園が子ども・子育て支援新制度幼稚園に移行するため、一時預かり事業分が子ども・子育て支援事業補助金として交付されることとなり、新たに1,183万6,000円の増額となりました。

あと、病後児保育事業につきましては、民間保育所2園に委託をしているということになります。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 単純にこれに該当する子どもたちとか保育所の数が増えたということじゃないということでしょうか。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 園数とか子どもの数が増えているということではございません。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー7、川島委員。

○川島 要委員 私も同じ項目のところ、予算の増額につきましては今御説明をいただきました。病児保育、2年ぐらいたつんでしょうか。それと、病後児保育、この利用状況、どんな感じで使われているか、また、増加傾向にあるのではないかなと思うんですけども、そういった傾向が分かれば、お願いいたします。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 それでは、川島委員の御質疑にお答えいたします。

病児保育につきましては、公立の大井川保育園1園で実施しており、令和2年4月から本年2月までの利用者数は延べ8人です。また、病後児保育につきましては、民間保育園2園及び大井川保育園で実施しており、令和2年4月から本年2月までの民間保育園での利用者数は延べ14人、大井川保育園での利用者数は1人です。

本年の状況はそういうことでございまして、昨年、令和元年度の状況ですけれども、病児保育の利用者が32人、病後児保育が18人となっております。昨年度に比べまして今年度は少なくなっているわけなんですけれども、1つには新型コロナウイルス感染症の影響で、特に病気になる子どもが少なかったのではないかと考えております。

病児保育、病後児保育につきましては、働く保護者が増える中で、少子化が進むとはいえ、保育のニーズはあるものと考えておりまして、どうしても仕事が休めない、子どもを見てくれる人がいない保護者のためには必要な事業と考えております。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

昨年はやっぱり新型コロナウイルス感染症の関係もあって利用者がどうしても控えぎみなのかなというところもあると思います。この病児保育、病後児保育、非常に今若い世代の御夫婦の家庭では共働き世帯が多いので、こういった病児保育、病後児保育の存在というのは非常に大事な事業になってまいりますので、引き続き充実した取組をよろしくお願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー8、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、歳出の3款2項1目保育者確保対策事業費についてであります。前年度より減額になっていますが、保育者は今どのくらい不足しているのでしょうか。

お聞きしたいと思います。

- 岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 それでは、太田委員の御質疑にお答えいたします。

保育者確保対策事業費は住居手当の支給や奨学金の返還補助を実施している民間の保育施設等を補助するもので、各保育施設へ補助対象者の聞き取りを行い、令和3年度予算を要求してございます。

保育士の不足についてですが、各保育施設の保育士の数は配置基準によって定められておりまして、各施設等の基準に従い園を運営しております。保育士の不足というよりも、あと一人保育士が配置できることにより、例えばゼロ歳児の入所がもう少しできるとか、加配がついて配慮が必要な子が入所できるなど、保育環境を充実させるために保育士の募集を行っていると考えられます。

各保育施設では保育者の採用に関し、ハローワークなどへ求人情報を出していると思われませんが、市では平成30年9月から保育者の確保対策の1つとして民間の保育施設へ就労を希望する方のための支援と保育者を募集する園への情報提供を行う保育者バンクを開設しており、現在、求人登録をしている保育施設数は17施設となります。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー9、杉崎委員。

- 杉崎辰行委員 3款2項2目民間保育所等給付費の関係でございます。民間保育所等給付費の件です。増額の理由をお聞かせください。

- 岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

民間保育所等給付費は民間保育所や地域型保育施設等へ通う子どもたちの保育料等の給付に要する経費で、その増額の理由ですけれども、まず、施設型給付費は対象となる人数につきましては月平均で7人の減となりますが、公定価格が改定となったことにより本年度当初予算との比較では2,085万2,100円の増額となります。

次に、施設型給付費につきましては、施設の定員増に伴う見込み人数が増えたことによるもので、月平均で44人増となり、本年度当初予算との比較では6,334万5,130円の増額となります。

次に、新制度移行幼稚園給付費につきましては、令和3年4月から新制度へ移行する民間幼稚園2園の給付費で、県の私学振興費から市施設給付費への移行によるものでございます。令和3年度の新規予算となり、1億9,003万9,060円となります。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 とすると、先ほどの国の要綱改正というか、その影響で保育所への支援と、あと、これは直接保育料に関する支援ということで、二本立て的にそういうのが出てきたという解釈ですか。

- 岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 先ほどの要綱改正につきましては、子ども・子育て支援事業に関する要綱の改正でございまして、こちらに関しましては給付に関する公定価格そのものが改正になったということでございますので、同じ要綱の改正の影響というわけではございません。

以上です。

- 杉崎辰行委員 了解です。

- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー10、深田委員。

○深田百合子委員 同じ給付費ですけれども、1番はこれの中に副食費というのは含まれるでしょうか。それから、施設型の給付費が今の御答弁で月に44人も増えているということは、やはり施設型の保育園、保育所が、公立、私立の認可保育園、この施設がやはり求められているということでもよろしいでしょうか。

それから、2番目の引き続き待機児童はゼロということですが、新年度の入所の申込み状況をお聞きします。

3つ目に、隠れ待機児童数はどうか。

4つ目に、保育士の最低配置基準や資質向上の改善が必要かと思われませんが、どうか。以上、伺います。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、副食費の関係ですけれども、副食費は給付費の中に含まれて給付をしております。

地域型の保育施設のほうで44人増えているということで、認可の保育園が求められているという御質疑でよろしかったですか。

○深田百合子委員 はい。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 地域型の保育施設につきましては、小規模保育施設、それから、事業所内保育施設に該当するものでございます。こちらにつきましても子ども・子育て支援事業計画の中で待機児童を減らすために市として開設を行ってきたものでありますので、これが認可保育園の開設につながるというものではございません。

次に、新年度の申込みの状況ですけれども、入所申請につきましては509人で、各保育施設からの入所枠については、公立、私立を合わせて430人となります。

それから、隠れ待機児童につきましては、特定の保育所を希望するなど、国の定義で待機児童数に計上されない潜在的な待機児童につきましては、県が公表した令和2年4月1日時点において101人となっております。

あと、市の保育士の配置基準につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び県の規則に従いまして各保育施設において職員を配置しております。

以上でございます。

○深田百合子委員 副食費については施設型給付費の中にそれぞれ含まれるということですので、後でまた資料、人数と金額が分かりましたら教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 後ほど資料のほうを提供させていただきます。

以上です。

○深田百合子委員 ありがとうございます。

施設型給付費の中で、これには小規模保育所も含まれるということでしたよね。そうしますと、月44人が増えているということなんですけれども、月によって変動があるのでしょうか。一般的に考えると、小規模保育所に入っている、もし認可保育所に空きがあった場合に入りたいという保護者もいるんじゃないかと思うんですけれども、そういうのが変動にすごく影響していることはないでしょうか。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 小規模保育施設につきましては、施設型ではなくて、地域型の給付のほうになります。

あと、変動があるんじゃないか、小規模保育施設に入っている子が認可のほうに空きがあったらそちらに移ってしまうんじゃないかということですが、あくまで保護者の希望として認可のほうに移りたい、認可のほうに枠が空いたということであれば移ることは可能と考えております。

- 深田百合子委員 そうしますと、やはりなるべく認可保育園に入りたいという保護者、それはやっぱり質的に広いし、先生の配置もちゃんと最低配置基準があるということが上げられると思います。それで、待機児童はゼロですけれども、隠れ待機児童ということで101人ということでもよろしいですね。その内容をまたお聞きしたいんですけれども、ただ、保育所のほうの点数によって入れる子と入れない子とあると思うんですが、その点数も一覧表で何か作ってあるのがあったら後で見せていただけますでしょうか。
- 岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 待機児童の内訳について、また資料を提供させていただきます。それと、点数表の一覧につきましても保育所入所手引のほうに掲載されておまして、そちらについては各保護者さんに御発表しているものでございますので、そちらも提供させていただきたいと思います。
- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー11、深田委員。
- 深田百合子委員 次は3款2項4目の市立保育所運営費3億7,394万円ですが、説明資料の1から6の経費の内訳をお伺いし、2番目に市立保育園4園の保育無償化の財源はどうなっているのか。そして、新年度の申込み状況は。これは先ほどの中にも含まれるのかどうか、伺いたいと思います。
- 岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、説明資料の1番から6番の内訳ですけれども、1番目の入所児童の健康診断に対する経費が119万7,000円で、本年度と同額であります。2番目の保育所関係団体に参画する経費が73万円で、6万8,000円の増となります。これは志太地区保育連合会の会費及び焼津市保育園協会負担金の増によるものでございます。3番目の保育の実施に係る経費が2億4,147万8,000円で、490万3,000円の増となります。これは保育士等の会計年度任用職員の賃金増によるものです。4番目の給食調理提供に要する経費が1億4万9,000円で、315万9,000円の増となります。これは給食調理員等の会計年度任用職員の賃金の増によるものでございます。5番目の保育施設整備及び維持管理に要する経費が3,032万5,000円で、209万円の増となります。これは建物修繕及び3年に1回の定期点検による増でございます。6番目の職員研修に要する経費が16万1,000円で、7万6,000円の減となります。これは研修事業の見直しによるものでございます。

次に、市立保育園4園の無償化の財源でございますけれども、無償化の財源につきましては、無償化初年度の令和元年度分については無償化に係る地方負担分について全額が国の負担とされておりましたが、今年度はその措置はございませんので、地方負担分の全額が地方交付税の基準財政需要額に算入されていると考えております。

次に、新年度の申込み状況は先ほど申し上げたとおりの数字と一緒にございます。含まれてございます。

以上です。

- 深田百合子委員 分かりました。

この中で3番目の会計年度任用職員の人件費とありますけれども、この賃金が増えた

ということですが、何人分増えたのか。賃金の金額が増えたのか、人数が増えたのか。それから、今まで臨時職員の保育士さんが担任を受け持つ、以前そういうことがあって、ちょっと臨時の先生というのは大変じゃないかなというお話をさせてもらったんですが、現在も会計年度任用職員さんが担任を受け持つということはあるのでしょうか。

○岩ヶ谷桂史保育・幼稚園課長 御質疑にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の賃金でございますけれども、保育士のフルタイムの方につきましては、本年は月で18万3,900円だったのが令和3年度は18万7,200円で、3,300円の増となります。

会計年度任用職員制度が本年から採用されたわけですがけれども、基本的に継続年数によって昇給が増えるというのがございますので、それによる給与の昇給があります。

あと、会計年度任用職員の担任につきましては、保育園につきましては1つのクラスを2人ないし3人のチームで組むということになっております。その中に必ず正規職員が1人、2人入っております、主となる者は正規職員となりますので、会計年度任用職員だけということはありません。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー12、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 それでは、3款2項5目ターントクルこども館管理費についてお伺いします。

まず、次年度の予算で維持管理費とにぎわい創出事業で1億753万9,000円となっておりますが、これは何か月分の予算なのか。

2番目に、運営支援業務委託の内容についてお聞きします。

3番目に、こんなのを今聞くのはおかしいかもしれないんですけども、増額の補正予算の見込みがあるかどうか、お伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

まず、維持管理費につきましては、開館の初年度でありますので経費によって異なりますけど、職員人件費は12か月分であります。それから、電気料等の光熱水費は建物引渡し後の11か月分であります。施設の保守点検などに係る管理費は、遊具等の設置後の6月以降の10か月分を計上しております。

次に、運営支援業務委託の内容についてでありますけど、市民人材を含む市職員、それから、ボランティアなどの人材育成、運営に係る監修、コンサルティング、イベント、企画展示の開催支援などでございます。

次に、予算の増額補正の見込みについてでありますけど、令和3年度に執行が見込まれる経費につきましては当初予算に全て計上してございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 運営支援の関係なんですけれども、この委託というのは個々に、職員は別として、市民とか、コンサルとか、そういうのは個々に契約をするのでしょうか。それか、窓口が1つになっているのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

個々にではなくて、東京おもちゃ美術館に一括してまとめて委託する予定になってございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 そうしますと、そこで市民公募の人たちの管轄の中へ入っていくという解釈でよろしいですか。もしそうだとすると、その契約の期間と範囲というか、内容についてここで公表できますかね。

○藤野 大子育て支援課長 まず、期間の件ですけど、令和3年度の債務負担のところ資料のほうも掲載されているんですけど、本年度、それから、来年、令和4年度、令和5年度までの期間になります。令和4年度と令和5年度については債務負担行為ということで当初予算のほうに計上させていただいております。

それから、委託の内容については今御説明させていただいたような内容が主になりますけど、主にこの直営期間において市民の人材の育成ということが中心となります。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 契約、今、債務負担行為という話をしてくれましたけれども、契約期間として3年間ということやっていらっしゃるんですか。結んであるんでしょうか。今、人材育成というのはその中の契約内容になると思うんですが、これは我々が見ることはできますか。

○藤野 大子育て支援課長 契約はこれからになりますけど、契約期間は3年間というふうになります。

それから、契約の内容についてですけど、契約後にずらしていただくことはできるかなというふうに考えています。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 そうなんですよ。これは今債務負担行為に上がっているんだけど、契約したというのを我々もまだ聞いていないし、今までやっていたのと、契約はこれからですよという話を聞いているものですから、中身ってとても大事なものですから、我々の望むところがちょっとあればいいかなと。要するにそれ前に全部は見せられないにしても、こういうまで入れたいとか、何かそういうことで御相談かけていただければありがたいなと思うんですが、御検討ください。

それと、私が先ほど、今の時点で補正予算の話をするって変な話なんですけど、非常に心配しているのが由利本荘市の場合とか、ここで、委員会だからいいのか。

○渋谷英彦委員長 委員会だからちゃんと質疑に沿ってやってよ。

○杉崎辰行委員 それじゃ、そこでやっぱり補正予算的な内容が過去にあるんですよ。途中でおもちゃの入替えとか、統一のおもちゃに替えるとか、今は新型コロナウイルス感染症なもんだからそれは前提にやっているんですが、もっとこれが普及したときに消毒費がもっとかかるようになったとかということ、期の途中で変わってくるというケースがどうもあったらしくて、それが訴訟の原因になった。それも1つの訴訟の原因になっているものですから、そういうところもしっかり話をした上で契約のほうはやりたいなと思いたいと思いますが、いかがですか。

○藤野 大子育て支援課長 今委員から御指摘があった件なんですけど、私たちもこれは報道されている部分の範囲しかよく分からないんですが、由利本荘市と東京おもちゃ美術館が、これは新聞に書かれていたものですから、そのまま説明させていただきますけど、対立したということがあって、それで、連携協定を締結しなかったと、継続しなか

ったということがございました。なぜ連携協定を締結しなかったという細かい内容までは私たちが分からないわけなんですけど、今委員が御指摘していただいた、御心配していただいた件につきましては、これまでの準備におきましても東京おもちゃ美術館とは綿密に打合せを重ねてきておりますし、一つ一つお互いに確認し合いながら準備を進めてきています。引き続きそのような形で進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 コンサル側の立場、立場は委託しているこちらのほうが強いですから、その辺のスタンスをしっかりと綿密にやっていただきたいと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー13、深田委員。

- 深田百合子委員 同じく、ターントクルこども館維持管理費の内訳をお聞きします。

②の何月からの金額であるかというのは、今、杉崎委員の質疑の答弁で何か月分とか、それによって違うので、2番は省かせていただきます。

3番は会館前の準備の内容と開館はいつからか。これ、夏休み前ということだったと思うんですが、それに変更はないかどうか、伺います。

- 藤野 大子育て支援課長 答えします。

最初に、維持管理費の内訳についてであります。まず、職員人件費3,503万9,000円、ボランティアの経費240万円、運営支援業務委託料518万4,000円、建物等保守点検委託料1,911万3,000円、消耗品費91万7,000円、修繕料100万円、光熱水費1,059万3,000円、電話料19万8,000円、賃借料97万1,000円、その他の経費として177万7,000円となります。

次に、開館前の準備内容についてでありますけど、市民人材を含む市の職員、それから、ボランティアなどの人材育成、運営マニュアルの整備、市内外へのPRなどに取り組んでまいります。

次に、開館時期につきましては、まず、プレオープンを6月中に開催したいというふうに考えておまして、それから、グランドオープンにつきましては、これまでも御説明させていただいたとおり、夏休みに入る前までには開館を迎えられればなというふうに考えています。ですので、そこは変わりはありません。

以上でございます。

- 深田百合子委員 プレオープンが6月中というのは、6月1か月丸々じゃなくて、日にち何日だけ、1日だけとかと、それをお聞きします。

それから、ボランティアの240万円、ボランティア経費が240万円、ボランティアの人はただでやるのに経費としてはこれだけかかる。その内訳を教えてください。

- 藤野 大子育て支援課長 最初のプレオープンの実施期間ですけど、期間としては多くても2から3日間の企画かなというふうに考えます。プレオープンというのは、内容は運営スタッフの方のトレーニングの一環で、市内の保育園の園児に来ていただいたりとか、幼稚園の園児に来ていただいたりとか、あるいは保育士さんとか幼稚園教諭に来ていただいて、そこで子どもたちの動きだったりとか、それから、接し方だったりとか、そういったことも実践させていただきたいということのプレオープンというふうな位置づけで考えているものでございます。すみません、期間のほうを訂正させてください。2週間、すみません。

それから、ボランティアの経費についてでございますけど、ボランティアの方には実費弁償として交通費程度は負担させていただきたいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー14、深田委員。

○深田百合子委員 次に、にぎわい創出のほうですが、この中の後半にシャトルバスの運行について経費として説明があります。そこで、この財源内訳、運行会社、3番目に経路、時間、停留所、また、無料であるか、期間はどのぐらいやるのか、子どもだけでも乗れるのか、人数制限によって施設の入館を待たされると、そういう場合の対策とかも考えておられるか、以上伺います。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

まず、シャトルバスの運行の内容でございますけど、この取組につきましては地方創生の推進交付金を活用して、こども館と海、また、港をつなぎ、地域のにぎわいを創出する目的の実証実験として、こども館とアクアスやいづを結ぶシャトルバスを運行しようとするものでございます。具体的には、こども館に遊びに来られた方がシャトルバスを利用していただいて引き続きうみえるや深層水ミュージアム、それから、うみしる、ふいしゅーなどに立ち寄って遊んで帰っていただくような仕掛けでございます。併せてアクアスやいづ周辺の土地をこども館の臨時駐車場として確保し、こども館までのアクセスとしようとするものでございます。

財源の内訳ですけど、シャトルバスの運行経費は495万円を計上しておりまして、その財源の2分の1は、先ほども言いましたけど、国の地方創生推進交付金が充当されるものでございます。

次に、運行会社等の関係でございますけど、運行会社につきましては具体的な指標が決まったところで選定を行って、それから、運営スケジュールとか、経路、時刻などについては現在調査研究しているところでございます。料金については無料とする方向で検討しておりまして、子どもだけでの利用や待機場所の対策などの詳細につきましても、利用者の安全とか利便性を考慮し、検討をしていきます。

以上でございます。

○深田百合子委員 私、こども館とアクアスやいづ、シャトルバスとは思わなかったので、すみません。全市を回る、例えばターントクルこども館、大井川にあるそのこども館とのシャトルバス、いろんな地域の子もたちが双方の利用ができるといいなと思ったんですが、ちょっとイメージが違ったので、また全地域から利用できるようなシャトルバスも以前秋山委員が言っておられましたけれども、それも再度検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー15、深田委員。

○深田百合子委員 次に、児童扶養手当の4億9,384万2,000円についてですが、これは対前年度1,086万5,000円減となっております。その理由を伺います。

2番は、所得による支給額の増減はどうでしょうか。

3番は、全部、一部支給の件数、父、母、養育者別をお願いします。

4つ目に、年6回の定期払いの回数となっておりますけれども、その改善についてはどうでしょうか。

以上、伺います。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

初めに、児童扶養手当の全部支給、それから、一部支給の人数並びに支給額の増減について御回答させていただきます。

本年の2月末現在の父子、母子、養育者別の全部支給と一部支給の人数でありますけど、全部支給につきましては父子が19人、母子が494人、養育者が1人となりまして、合計で514人でございます。一部支給につきましては父子が25人、母子が480人、養育者がゼロ人でございます、合計で505人でございます。

次に、支給額の増減につきましては、これは令和元年度の実績と令和2年度の実績見込みで御回答させていただきますが、全部支給額の令和元年度は3億898万9,840円です。令和2年度は2億9,561万1,170円となりまして、1,337万8,670円の減となります。一方、一部支給の令和元年度は1億8,455万7,130円です。令和2年度につきましては1億8,296万6,970円となりまして、159万160円の減となります。

それで、対前年度からの減額理由につきましては、本年2月末現在の支給対象者の合計が1,158人になりまして、昨年の同月の数字が1,154人でありまして、対象者全体の増減はないというふうに考えております。ですが、先ほども説明させていただいたように、全部支給の件数は14人の減、それから、一部支給の件数が17人の増というふうでございますので、このデータから見ても全部支給から一部支給へ対象者が増加したことが主な理由と考えております。

次に、定期払いの回数についてでありますけど、児童扶養手当法の一部改正が行われまして、令和元年の11月から支給回数が年3回から奇数月の6回に変更されました。受給者からは、これは8月の現況届の際に聞き取った内容ですけど、支給回数が増えたことで家計のやりくりがしやすくなったというような意見をいただいております。

以上でございます。

○深田百合子委員 全部支給が14人減で一部支給が17人増ということは、所得が上がったから全部支給が14人減ったのか、それとも、国の対象の所得段階とか、法改正があったことにより一部支給に回されたとか、下げられたとか、その辺、どうなんですか。

○藤野 大子育て支援課長 御承知のこともあるかと思うんですけど、この所得判定につきましては8月の現況届のときに判定をさせていただいております。参考になりますけど、令和元年度は4月から10月分は平成29年度の所得、それから、11月から翌年の3月までは平成30年の所得、一方、令和2年度につきましては、4月から10月分は平成30年の所得、11月から3月までは平成31年の所得で判定しておりまして、こういったところから今委員が言われた一番最初の所得が増えた対象者があったというふうに考えています。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 ナンバー16、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、歳出3款2項の母子家庭等の自立支援給付金についてお伺いいたします。

この制度はやはり母子家庭の方が資格を取ったり何かするのには非常に有効的な支援かなというふうに思っております。予算が前年度比約3割となっておりますので、その辺の根拠というのを伺いたします。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

まず、本年度の対象者は全部で6名でございます。うち2名につきましては研修が終了しまして、修了一時金を支給された方、それから、1名は新規の方で、残りの3名は継続の方なんですけど、うち2名は年度途中で婚姻等により児童扶養手当の受給者ではなくなったものですから、この支給対象から除外されております。

一方、新年度、来年度の予算では全部で4名の方を見込んでおりまして、うち3名は新規の方、もう一名は本年度継続の方で修了一時金を支給する方となります。したがって、全体の給付額が減る見込みとなったということでございます。

以上でございます。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー17、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 3款2項8目ターントクルこども館建設事業費について伺います。

まず、建設事業費の施設整備の内容とその支払い先、2番目に開館準備業務委託先はどこでしょうか。3番目、これはまた同じことを聞きますけれども、補正予算の見込みがあったら聞きたいです。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

まず、この予算につきましては、主に債務負担行為により契約済みのものに関する令和3年度の支払い分となります。施設整備のうち、遊具、それから、玩具につきましては9,291万8,000円となります。うち、木製遊具等の製造として、東京都の江東区にございます株式会社ハセマンという会社に約8,000万円、それから、木の卵のおもちゃの製造として、島田にあります島田木材協同組合に約1,000万円が主な支払い先となります。

それから、次に、書籍についてでありますけど、金額が1,789万9,000円となりまして、支払い先は焼津書店組合でございます。

それから、備品等につきましては、主に家具とか、事務用机、椅子、家電などの購入となりますけど、金額が6,447万8,000円となります。主な支払い先ですけど、これは市内の業者になりますけど、株式会社コハマに約2,100万円、それから、株式会社藤枝事務器商会に約990万円、株式会社焼津ホーエー家電に約190万円、それから、静岡市内の会社になりますけど、株式会社TOKAIオフィスシステム部というところになりますけど、約3,260万円など、それぞれの入札等で落札した各事業者となりますけど、一部の備品につきましてはこれから4月以降に契約手続を行いますので、支払い先は決まっておられません。

次に、開館準備業務の委託先でありますけど、これも債務負担行為に基づき契約しました東京おもちゃ美術館でございます。

最後に、予算の増額補正の見込みになりますが、先ほども御答弁させていただいたとおり、令和3年度に執行が見込まれる経費については当初予算に全て計上させていただいております。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 2番目のところの開館準備業務委託先、東京おもちゃ美術館ということですが、いろんな面で幅広くここからコンサル事業とかこういう委託業務関係のことが今後発生してくると思うんですが、それぞれでこれに幾ら、これに幾ら、これに幾らと契約の仕方がどういう形を取るのか、それもまた事前にぜひお知らせください。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、18番、深田委員。

○深田百合子委員 同じく、6つ質疑しましたけれども、6つの中の1つだけ、④の周辺整備の内容と金額をお聞きします。あとは杉崎委員のでオーケーです。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

周辺整備についてでありますけど、焼津駅前通りの横断歩道の移設や広告看板、それから、案内、誘導標識の設置を行う周辺整備として596万2,000円、電話やW i - F i、庁内のL A Nなどを結ぶ通信回線の開設が114万4,000円、それから、市道早川線の分筆登記委託料として68万9,000円、最後に、工事の完成に伴う近隣の家屋の損傷等の調査委託ということで250万8,000円となっております。

以上でございます。

○深田百合子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー19、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 また同じ3款2項1目ターントクルこども館の関係なんですけど、ここの2番目のところでプロモーションに要する経費というのが出ております。この経費の内訳を教えてください。

2番目なんですけど、増額の補正予算については質疑をやめます。

○藤野 大子育て支援課長 お答えします。

開館のためのプロモーション経費の内訳でございますけど、竣工式、開館記念イベントの経費として170万円、それから、市内外へのプロモーションの経費として545万円でございます。なお、竣工式、それから、開館記念イベントの経費につきましては、静岡県の市町村振興協会からの助成を受けて行います。それから、プロモーションについては静岡の中部連携中枢都市圏の補助として静岡市と連携して実施する事業でございます、いずれも10分の10の補助を受けて実施するものでございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 そうすると、これは単独でもうほとんど業者等を決めてあるんでしょうけれども、このプロモーションに関する事業所というか、契約事務所というのはどれくらい見込んでいるんですか。

○藤野 大子育て支援課長 すみません、これからになります。

以上です。

○杉崎辰行委員 じゃ、これもひょっとしたらまとめてどこかに全部やってもらって、そこがそれぞれのプロモーションをやるのか、それとも個々に契約、個々にと言ったらおかしい、今言った内容のようなことを個々に契約していくのかというのはどんなお考えでいらっしゃるんでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 これから具体的に検討に入りますけど、大きく分けては、先ほどの経費の内訳で御説明させていただいたとおり、竣工式とか開館記念イベントで1

つの契約、それから、プロモーションで1つの契約、今の段階ではそういう予定をして
ございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、最後になります。

ナンバー20、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 それでは、4款1項1目未熟児養育医療助成費についてお聞きします。

助成金額と事務手数料、この明細を教えてください。それと、622万2,000円の増額理
由、お願いします。

○藤野 大子育て支援課長 答えします。

未熟児養育医療費の1,392万5,000円の内訳についてでありますけど、助成費が1,391
万9,000円、それから、国保連合会等への事務手数料が6,000円でございます。

それから、増額の理由についてでありますけど、まず、この未熟児の養育医療費につ
きましては県が定める指定養育医療機関、身近でいうと市立病院になりますけど、医師が
入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児が対象となります。助成につきましては、その
医師が作成した養育医療意見書が添付された申請書に基づき行っているものでござい
ますけど、近年は申請が増加してございます。

以前、秋山委員にもデータのほうを御説明させていただいた経緯がありますけど、い
ま一度御説明させていただきます。

まず、平成28年度が25件でございました。平成29年度が19件でございました。平成30
年度が30件でございました。令和元年度は47件でございました。令和2年度、2月末現
在になりますけど、72件というふうに参加しております。本年度も予算が不足するとい
うことが見込まれたものですから、11月補正などで対応させていただいております、
新年度につきましては、今年度の実績、それから、過去2年度の伸び率などから算出さ
せていただいたものでございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 これは今現在、市内では焼津市立病院の医師だけですかね、この判定。

取りあえず、それを1つ。

○藤野 大子育て支援課長 焼津市立病院ばかりじゃなくて、藤枝の市立病院もあります
し、それから、県でいうと県立こども病院、こういった医療機関も対象となってござい
ます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 要するに焼津市内の対象者になるとか、そういうところに入院したり運
ばれた方ももちろん該当しておるわけですよ。そうすると、前もそうだったんですが、
今の増え方って何かここに来て急に増えたような気がするんですが、医師の判断でとい
うと、今まで漏れていた人が漏れなくこの該当になってきたという解釈なのか、実際に
こういう人が増えたのかというところは把握できているんでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 今委員が御質疑にあったことについては分かりません。分か
らないというのが1点と、それから、秋山委員からも予防ということで、これまで子育
て支援課のほうは申請に基づき給付ということが業務でございまして。予防になると保健

センターの母子担当になるんですけど、そこともこれまでも連携をしながらこれらの情報を共有し、それから、今年度の途中になりますけど、実際に申請が出てきた資料、いわゆるレセプトですね。レセプトのほうを保健師さんに見ていただいて今検証をさせていただいているところでございます。ただ、検証をしたといっても、それはあくまでも予防にどうつなげるかというところでの検証になりますので、最終的には、何度もお答えしますが、医師の判断で意見書が出れば給付をすると、そういった事務のスキームになってございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑を打ち切ります。

以上で、議第1号中、こども未来部所管部の審査を終わります。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで休憩を。14時25分、再開いたします。

休憩（14：14～14：24）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和3年度焼津市一般会計予算案」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

初めに、ナンバー1の質疑について、深田委員、よろしく申し上げます。

○深田百合子委員 歳出21款5項6目の学校給食費5億5,132万8,000円ですが、1、内訳をお聞きします。小・中学校の人数と1食及び1か月当たりの給食費を含めます。

2、滞納状況及び対策、これは児童手当から学校給食を徴収している人数も含めます。そのうち低所得者世帯の人数を伺います。

以上です。

○鈴木孝之学校給食課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、学校給食費の内訳についてでございますが、小学校の人数は7,492人、中学校の人数は3,807人、合計1万1,299人を見込んでおります。1食当たりの給食費につきましては、小学校が256円、中学校が302円で、1か月の給食費につきましては、小学校が4,200円、中学校が4,900円となりまして、小学校が合計で3億4,613万1,000円、中学校が2億519万7,000円の計5億5,132万8,000円となります。

次に、滞納状況及び対策でございますが、滞納状況につきましては、令和3年1月末現在、延べ人数で9人、33万6,588円、滞納対策といたしまして、督促状、催告状の発送、電話等での納付のお願い及び年末に臨戸訪問して納付のお願いをしております。

また、児童手当からの徴収についてでございますが、令和元年度分で69人、235万6,816円でございます。そのうち低所得世帯の人数でございますが、所得の把握はしておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○深田百合子委員 令和元年度の69人、児童手当から引き落としをしていただいたという方の人数が239人ということよろしいですか。

○鈴木孝之学校給食課長 69人でございます。

○深田百合子委員 239人は何ですか。

○鈴木孝之学校給食課長 納付金額でございます、235万6,816円でございます。

以上です。

○深田百合子委員 それこそ今は新型コロナウイルス感染症対策とか、児童扶養手当とか、母子家庭とか、本当に女性の生活が大変だと聞いている中で、児童手当から給食を払うということはあまりよくないのではないかと。これは子どもの生活のための児童の手当なので、そういう意味で藤枝市なんかも低所得者に学校給食費の無料を決めたということをお聞きしました。焼津市でも現在この69名がどういう所得の状況にあるのかというのは分からないということなので、やはり低所得者世帯がどのぐらいこの中にいらっしゃるのか、そういうのを調査していただきたいんですが、その方法としたら何かお知恵をいただけますでしょうか。

○鈴木孝之学校給食課長 児童手当から引き落とすのはよくないという話ですが、児童手当法の中で保護者に了解を得て児童手当から引き落とすということは可能となっております。また、児童手当の中にはそういった食費というか、給食の代というのも含められているような形としても考えてもよろしいのかと思っております。

また、児童手当のことにつきましては、私どもが児童手当を担当している課ではございませんので、また何かいい方法がありましたらお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

○深田百合子委員 調査してみます。ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー2、内田委員。

○内田修司委員 私からは、歳出10款1項3目学校運営協議会事業費ということで来年度予算につけられたものです。これは説明のところでコミュニティースクール導入に当たって中学校ごと学校運営協議会設置のための経費ということですが、多分、先行している中学校区なんだろうと思うんですけど、どこの学区を対象にしていますでしょうか。

あと、具体的にこの費用の事業内容についてをお伺いいたします。

○池田純也学校教育課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

令和元年度に学校運営協議会を設置するのは東益津中学校区です。事業内容ですが、東益津中学校区では令和3年度、学校運営協議会を年2回計画しております。第1回目の学校運営協議会では、校長が提案する学校運営に関する基本方針等について委員の皆さんに御協議いただき、その承認をいただく予定であります。第2回目には、学校評価の結果を基に次年度の学校運営に関する基本方針等について御協議いただき、その承認をいただく予定であります。予定としましては2回ですが、学校や委員さんの要望によりさらに学校運営協議会を実施し、学校支援活動、例えば子どもたちを見守る交通安全活動や学校の環境整備、地域の方による学習支援やキャリア教育などについての協議を行っていただき、地域学校協働本部と連携し、学校支援を行ったり、学校の公開日や授業参観日を利用して委員さんにより学校のことを知っていただけるよう学校見学や学校

参観等を行ったりすることも考えられます。

以上です。

○内田修司委員 協議会の内容は今お伺いしましたけど、具体的にこの43万円が何にかかるとかというのを教えていただけますか。

○池田純也学校教育課長 お答えいたします。

主にはコミュニティースクールディレクターの報酬であります。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー3、内田委員、お願いします。

○内田修司委員 続きまして、同じ款項目ですけど、中学校の部活動助成費、今年度の予算からプラス454万円となっている予算ですけど、この増額理由について教えてください。

○池田純也学校教育課長 内田委員の御質疑にお答えします。

この増額は地域部活動、合同部活動を推進するための実践研究を行う委託事業によるものであります。この地域部活動、合同部活動は子どものニーズに応じた活動の場の確保と教職員の多忙化の解消を目的に令和5年度からの地域部活動への段階的な移行を目指し、検討委員会を組織し、検討していくものであります。

以上であります。

○内田修司委員 部活動、先生方の多忙ということもあって部活動に外部の指導者を入れるとかということもメディア等で見たり聞いたりしているんですけど、実際の外部の人にやってもらうという部分の経費ではないということですか。

○池田純也学校教育課長 この経費は、来年度から検討委員会を立ち上げて研究していくんですが、そのコーディネーター役を担う方を任用して、その報酬と考えております。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 ナンバー4、秋山委員。

○秋山博子委員 私も今の同じところなんですけれども、前回でしたか、一般質問のときに教職員の方の時間外等のかなり時間数が多かったものですから、それについて聞いたところ、部活動が課題になっているという教育長の御答弁がありました。移行が令和5年から段階的にということなんですけれども、そのためにこの1,000万円ぐらい委託、委員の方にとというのは、その委員は何名でどういうやり方でというのは教えていただけますか。

○池田純也学校教育課長 まだ計画段階でありまして、コーディネーター役の委員の方には1名から2名を予定しております。

○秋山博子委員 そうすると、この金額も変わってくる可能性もあるということかなと思います。現状と今後の見通し、今現在は令和5年から段階的にということは、今はゼロ%ということですよ、部活動については。

○池田純也学校教育課長 来年度から組織を立ち上げて研究を始める段階ですので、今は行っておりません。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー5、杉田委員。

○杉田源太郎委員 歳出の10款1項3目小・中学校教育ICT環境整備事業費の中で電子

黒板及び実物投影機のリースというふうにあるんですけど、まだ未設置の小学校の教室があるのかどうか。

2番目に、その利用の仕方について指導はちゃんと進められているかどうかをお聞きします。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

電子黒板と実物投影機につきましては、昨年度、小学校、今年度、中学校の全ての普通教室と理科室に設置をしましたので、未設置の学校はありません。計上した予算は、電子黒板と実物投影機の導入に当たりまして5年間のリース契約を締結しましたので、その年間のリース料ということになります。

次に、利用の仕方の指導についてであります。運用開始前の8月、9月に納入業者と一部は教育総務課の職員のほうで全小・中学校を訪問しまして、全教員を対象に操作研修を実施しました。操作自体は比較的簡単なものですから、教員もすぐに慣れて授業での使用頻度が非常に高いというふう聞いております。

以上であります。

○杉田源太郎委員 以前、1年ぐらい前だったと思うんですけど、委員会で視察に行かせていただいたときに、幾つかの教室を見させていただいたときに利用の仕方があまりにも差があったように感じたもので、同じところをずっと動かしている人とか、あるいは小学生の場合、児童が何かやるたびにそれを画面に映したりとか、かなり差があるなどと思って、その辺の得意、不得意というのがあるかもしれないけど、そういうものについての差というか、技術を高めていこうということで、そういうものについて何回もされている、これからもしていくということによろしいですか。

○池田純也学校教育課長 お答えいたします。

今、委員が視察をされたのが1年半前だというお話ですが、今年度も学校訪問をさせていただく中で大変多くの活用が見られました。その授業には狙いがあって、その機器を活用する意図があって活用するところもあるものですから、教員の意図で子どもが追っているところを随時映すやり方もありますし、そうでないやり方もあるというふうに把握しております。

○渋谷英彦委員長 次、ナンバー6、青島委員。

○青島悦世委員 歳出10款2項1目小学校管理費で今年度予算が2億5,149万9,000円、前年度から1,156万3,000円の減であります。多分ここで言っていると思うんですけども、空調設備等のやつで先生方が空調設備の漏れとか、それを掃除しなきゃならないという話があるんですね。それを全部その人たちでできる場所ばかりじゃなくて、今、教員の皆さんの多忙化がかなり言われている部分があります。そうしたことで、減額と言われるとちょっと注目したくなるものですからお聞きするわけですけども、これらについて配慮されているかどうかを伺います。

○増田洋一教育総務課長 青島委員にお答えします。

空調設備につきましては、以前から設置をされていた大井川地区の小・中学校の場合、主に天井の内側に空調設備が設置をされていて、外に露出していないものですからフィルター清掃などが容易にできないということから、保守点検業者が点検に合わせて年2回清掃を行っています。そのほかの小・中学校、特に昨年度、猛暑災害対策事業で

設置をしました普通教室などの空調設備、こちらは天つり型の機器なものですから、家庭用のエアコンと同じように容易にフィルターの取り外しができるということで、専門業者でなくても清掃が可能ということで、その分については予算化はしてございません。基本的な考え方としまして、空調設備に限らず、専門業者でなければ難しい業務につきましては予算を計上させていただいているということでもあります。

なお、前年度予算に対して減額となっているのは、例えば3年に1度実施をします建築物の定期点検業務委託、これは今年度実施をしたんですが、来年度は必要がないということですか、あと、備品購入費においても、今年度、校内の放送設備の更新をしたところがあるんですけども、そのような高額な備品の案件がなくなったということで減額になっているというのが主な理由であります。

以上であります。

○青島悦世委員 減額の理由は分かりました。ですが、ほかの教員の方がいろいろやらなきゃならないこと、例えば自分の職場ですからと考えればそうかもしれませんけれども、できる限りそういった部分のところまでないようにしてあげるのが充実した子どもたちの教育に専念できるということにもつながると思いますので、ぜひ配慮してあげてください。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー7、杉田委員。

○杉田源太郎委員 7番と9番と内容が小学校と中学校の違いだけだもんで、内容的には一緒だと思いますので、一緒に答えていただいても結構です。

歳出の10款2項2目、それから、10款3項2目小学校教育振興費というのと中学校教育振興費、その内容、内訳について、金額的にどうこうということまで、13校と9校という違いがあるので一概に言えないかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

○渋谷英彦委員長 7番と9番を同時に質疑ということでお願いします。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

まず、小学校教育振興費の内訳でありますけれども、これは中学校も同じですが、大きくは教育総務課が所管する事務局統括予算というのと、小学校の場合は13校、中学校の場合は9校への学校配当予算、この2つに分けられます。

まず、小学校のほうですけれども、事務局統括予算につきましては予算額が669万円、主にパソコンなどのICT機器の修繕料ですとか、平成29年度に整備をしましたパソコン教室のパソコンリース料になります。

次に、学校配当予算ですけれども、小学校の13校の合計で3,603万8,000円、1校当たりの平均で約277万円余となっております。学校配当予算の内容としましては、児童用図書、教材用の消耗品や備品の購入費ということでもあります。

中学校のほうですけれども、事務局統括予算につきましては予算額が2,500万2,000円、こちらもパソコンなどのICT機器の修繕料、それから、パソコン教室のパソコンリース料になります。

次に、学校配当予算になりますけれども、中学校9校の合計で2,281万5,000円、1校当たりの平均で253万5,000円となっております。学校配当予算の内容としましては、生徒用の図書、教材用の消耗品、備品の購入費ということでもあります。

以上であります。

○杉田源太郎委員 前に一般質問でも確認をさせていただいておるかなと思うんですけど、学校図書のいろんな整備についてなんですけど、図書の購入費なんですけど、図鑑だとか大きいものについてかなり金額が高くなっているというふうに聞いています。そういうものが、人数が少ない学校にはそれを使っちゃうと残りの図書なんかなかなか買えないんじゃないかという疑問をしたことがあるんですけど、そういうものには配慮をされているということによろしいですか。

○増田洋一教育総務課長 予算上は図書の購入費という枠で各学校に配当しているんですが、予算要求上の1つの目安として児童・生徒数を基準にして小学校の場合は図書は1人当たり1,000円、中学校の場合は1人当たり1,150円という単価に児童・生徒数を掛けて枠で予算を確保するということです。したがって、児童・生徒数の多いところほど予算の規模としては大きくはなりますけれども、委員お詳しいかと思えますけれども、学校の標準図書というのがありまして、国で決めている標準の蔵書数があるんですけども、それを見たときに焼津市の場合は本のところはその蔵書数をクリアしているところが多いんですけども、一部クリアしていないところがあって、それは規模の大きいところなんですね。むしろ規模の小さいところは蔵書率も相当上回っていると、そういう状況の中なものですから、規模の大きいところの予算を減らして小さいところへ持っていくということは今考えにくくて、学校に配分させていただいている予算の中で対応させていただくということで考えております。

○杉田源太郎委員 標準図書の問題については理解できないわけじゃないんだけど、先ほど言った、これは学校の司書教諭、あるいは司書の方と何人かとお会いしたときに、前、大井川にいた人が豊田のほうに行って、人数の違いでこんなにたくさんあるんだとすごいびっくりされたということと、あと、もう一つ、前にもお聞きしたかと思うんですけど、和田地域に外国人の生徒、あるいは児童がすごく多くて、そこで外国語のそういう図書なんか欲しいと思ったんだけど、なかなかそれが買えないということで、そういうときに外国人の先生の方かな、そういう方が国へ帰ったときにそこで買ってきて、個人的にもらったよと、そういうことも聞いたもので、そういうところなんかも人数が小川のほうは少ないんだと思うんですけど、そういうところへの配慮というのは今後されるということはあるんですか。

○増田洋一教育総務課長 現状は、先ほど申しあげましたように、児童・生徒数を基準にして予算の分を確保していきたいということで考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー8、深田委員。

○深田百合子委員 国庫補助、小学校要・準要保護児童就学援助費、これ、準要保護は市の単独だと思えますが、合わせて3,812万8,000円になっております。これを3つお聞きします。1、対前年度106%増となっておりますので、その理由。2はそれぞれの対象者数、見込額、3、内容の拡充について、あるかどうか、以上伺います。

○増田洋一教育総務課長 深田委員にお答えします。

予算が前年度より増額となっている理由でありますけれども、就学援助の対象者はここ数年減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少し、就学援助の対象となる世帯が増えたということから予算を増額したものでござ

います。

次に、対象者数と見込額であります。まず、要保護児童につきましては9人を見込みまして25万9,000円を計上しています。準要保護児童につきましては582人を見込み、3,786万9,000円を計上しています。なお、この対象児童数ですけれども、要保護は前年度と同じ人数、準要保護につきましては前年度より31人増で見込んでおります。

次に、援助の内容についてでありますけれども、国の基準に基づきまして単価の増額は見込んでおりますが、援助の対象品目、こちらにつきましては今年度と変わらないということで考えております。

以上であります。

○深田百合子委員 準要保護のほうが31人増えるということで、やっぱりこういうところに数字で表れて、新型コロナウイルス感染症の影響が表れているのかなと感じました。それで、国の基準により単価は上がるけれども、内容については同じだということで、2年か3年前に2月にこの就学援助が準備として前倒しして支給できるように改善していただいたと思うんですけれども、そういう改善を、新型コロナウイルス感染症の影響もあるということが分かってきましたので、拡充のほうだね。例えば、制服とか、眼鏡とか、コンタクトとか、今、生理用品もすごく問題になっておりますけれども、子どもさん、特に小学校高学年になってくると手に入れるのも大変だけど、小学校5、6年生だと精神的にもいろいろ緊張しますので、そういうことが対応できるのではないかなと思います。先ほどの学校給食費のほうも何か対策がないかというけど、こういうところにもやはり学校給食の無料化ができればまたいいかなとも思いましたので、併せて申し上げたいと思います。

○増田洋一教育総務課長 対象品目につきましては、現時点で近隣市はもちろん、県内のほかの市町と比較しても劣っているということはないものですから、現状は今の品目を対象にしていきたいと考えております。

今年度、新型コロナウイルス感染症の関係で改善されているといたしますか、それは就学援助の場合、基準となるのが前年の収入が基準となって、それで判定をするんですけれども、今年度につきましては、急激に直近の収入が減ってしまって大変だという方に対応するために、直近の3か月くらいの収入を見て判定をするということで対応させていただいたことがあります。

以上でございます。

○深田百合子委員 ありがとうございます。そういう直近の収入を見て、3か月前のというのはすごく助かると思いますので、またよろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 10番、深田百合子委員。

○深田百合子委員 10番は特に115%増と小学生より多いものですから、その辺の関係をお願いします。

○増田洋一教育総務課長 2つ目の対象者とか金額のほうでよろしいですか。

○深田百合子委員 はい。

○増田洋一教育総務課長 小学校のほう予算額が106%の増、それから、中学校のほう115%の増ということになっておりますけれども、小学校も中学校も新型コロナウイルス感染症の影響を受けて対象者が増えています。ちなみに中学校のほうは前年度より

55人増を見込んでいます。小学校のほうが率として少ないというのは、新型コロナウイルス感染症の影響とは別に少子化の影響で、例えば中学2年生の生徒数というのが、来年度ですけれども、1,215人を見込んでいるんですね。小学校1年生はといいますと1,016人、約200人少ない、そのぐらい少子化が進んでいるんですけれども、全体の数が減っているものですから比率として援助の対象となるのが減っているところがあります。そこで、新型コロナウイルス感染症の影響で増えた部分と少子化の影響によって減っている部分とで相殺をされているのが小学校のほうが大きいということで、中学校のほうが予算の増額の率としては高くなります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー11、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は10款5項5目公民館管理運営費についてお伺いします。

前年度よりも減額をしている理由をお聞かせいただきたいと思います。

○見崎孝之社会教育課長 太田委員の御質疑にお答えいたします。

公民館管理運営費は市内に9つの公民館の運営に係る消耗品などの事務費や駐車場の土地借り上げ料、焼津公民館の再開発ビル共益費などを計上している予算でございます。減額の主な理由としましては、令和2年度におきましては大富公民館の駐車場として借地していました土地の一部を購入する予算として1,617万3,000円を計上しております。これが今年度事業が完了しておりますので、令和3年度ではその分の予算が皆減となっておりますので、大きく予算が減額となっているものでございます。

以上であります。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、ナンバー12、内田委員。

○内田修司委員 私から、歳出10款5項6目読書普及事業費ですけど、焼津図書館、大井川図書館とも前年度の予算、本年度の予算ですけど、それから大幅減になっておりますが、その理由についてお伺いいたします。

○石上睦晃図書館課長 内田委員にお答えいたします。

市立図書館におけます読書普及費ですが、昨年度と比較しまして76万5,000円の減となる理由です。まず、図書館講演会の廃止で15万5,000円の減、次に、こどものつどいをはじめとしました催事、また、各種講座の開催方法の内容の見直し、開催方法の見直しにより協力団体や講師に対する謝礼、また、事業用の消耗品、さらには文化会館の借り上げ料、委託費など、総合しまして29万1,000円の減、さらにブックスタート事業で配付しております図書資料の見直しや本の紹介パンフレットを自主印刷に切り替えたことなどにより消耗品や印刷製本費で18万2,000円の減、そのほか公民館図書室の配送に要します公用車の燃料費、また、その公用車に係る公課、そういったものを焼津図書館読書普及事業費から焼津図書館事務所費に一本化したことによりまして13万7,000円の減額となりました。以上が今回76万5,000円の減となった理由でございます。

以上、内田委員への御答弁とさせていただきます。

○内田修司委員 様々減少になった理由はあるのですが、前年度の予算資料を見たときにこどものつどいがここの、今回からなくなっていたので、このこどものつどいがなくなったというのが調べたときに分かったんですけど、こどものつどいはやらなくなっちゃ

ったと、そういうことなんですか。

- 石上睦晃図書課長 こどものつどいにつきましては、文化会館の小ホールを利用した大きなイベントです。それにつきましては新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、準備期間等長いということで早い段階から事業の見直しということで考えております。実際、小規模ですけれども、文化会館の練習室とかを利用するとかしまして、子どものためのイベントにつきましては実施しております。ただ、大きなイベントという形、大きなお金を使ったイベントという形では縮小させていただいているという形で、事業につきましては子どものために見直しをしながら取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

- 内田修司委員 了解です。

- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー13、深田委員。

- 深田百合子委員 今の内田委員に対する答弁で大体分かったんですけども、こどものつどいを特にやらなくなった。去年もやらなくなって今年もやらなくなったということで、これを楽しみにしている保護者の方、お子さん、そして、準備している方々が大変多くいらっしゃると思うんですね、大々的にやっています。文化センターの練習室などを使ってやっていくということなんですけども、やっぱり文化会館がそろそろいろんな講演とかコンサートとかをやり始めていましたので、そういうことを考えると、大ホールでなくて小ホールでもこどものつどいのできるのではないかと私は思います。しかも春できなくても秋にとか、冬にとか、時期をずらして検討していくと。そういうのも考えられなかったのでしょうか。

- 石上睦晃図書課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、昨年度はこどものつどいを実施しております。今年度実施できなかったという形で、会場は小ホールでございます。大ホールでは開催しておりません。1つは、協力していただける団体が2月くらいの開催のために5月くらいから準備をされているということがありまして、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の関係で早い段階で決断しなくてはならなかったということで中止をしたということです。我々としては、読書普及という観点に捉えまして、本に結びついた事業をしていきたいと考えております。そういう中で、会場とか、回数とか、そういったものを考えながら、大きなものを1回やるということではなくて、子どもたちのために小さいイベントでも回数を重ねるとかという形で、あくまでも読書普及という点を捉えまして実施していきたいと考えておりますので、特に今、新型コロナウイルス感染症の関係で規模を大きくしたりとか、密になるとかということは避けていかなくちやならない段階でございますので、いろいろ考えながら事業を実施したいと考えております。

以上です。

- 深田百合子委員 そうしますと、いろんな小さいイベントということで、読書普及のやり方を練習室だけでなく、公民館とか、ターントクル子ども館ももしかしたら含まれるのかもしれないし、回数を重ねてやっていくということで、そういうことでよろしいですか。

- 石上睦晃図書課長 同じものを回数という形ではなかなか難しいんですけども、いろんな形を変えながら数多くやっていきたいと考えております。

以上でございます。

- 深田百合子委員 了解しました。
- 渋谷英彦委員長 では、ナンバー14、深田委員。
- 深田百合子委員 一緒じゃないですか。
- 渋谷英彦委員長 一緒でいい。分かりました。

次に行きます。

ナンバー15、河合委員。

- 河合一也委員 私からは、10款5項8目花沢城活用推進事業費についてお伺いします。
令和3年度予算19万1,000円の前年度からの減額理由と事業内容をお伺いします。
- 佐藤三夫文化財課長 それでは、河合委員にお答えします。

令和3年度の事業費の減額につきましてでございますけれども、令和2年度までに計画していました竹林等の伐採が終了したことによることです。花沢城の整備につきましては、これまでも荒れた竹林や雑木林などを伐採して、山城として歴史的な景観の維持や眺望の確保に努めてまいりました。また、遊歩道を延長し、城全体を周遊できるような整備をしたほか、部分的な発掘調査や看板設置、リーフレットの作成、このようなことで花沢城の魅力を伝える事業を展開してきています。令和3年度の事業といたしましては、定期的な遊歩道の整備を継続的に行うとともに、整備した場所にのぼり旗の増設などをしまして花沢城であることを視覚に訴える。また、整備状況をSNS等で情報発信することなど、見学環境の維持と花沢城跡の周知、こちらに努めたいと思います。

以上でございます。

- 河合一也委員 予算だけを見ますと、令和元年度に97万円、令和2年に268万円と、かなり力を入れて整備していただいた中で19万円となると、令和3年に終了してしまうんじゃないかという寂しさがあったんですが、今伺って、これからもということと見学環境を整備していただくということでうれしく思いますけれども、市長としては花沢地区に隣接する花沢城の整備、引き続きということですから、これからもずっと続けていくために、例えば山城風の門とか、のぼり旗もいいですけども、将来的にお金がちょっとかかるかもしれないですけども、あそこに登ってみようと。急斜面だものですからなかなかあそこを上まで行こうという人はいないですけども、車のところからもう少し見学しながら歩いてみようという雰囲気になるように、今後一層、金額的にはせめてこれぐらいはずっと継続していただいて整備のほうを続けていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

- 渋谷英彦委員長 ナンバー16、岡田委員。

- 岡田光正委員 岡田でございます。

歳出の10款6項6目学校給食施設整備費について伺います。

学校給食センターの設備の改修、大型調理機器の更新ということで予算が計上されておりますけれども、この具体的な内容を教えてください。そして、工事時期、期間がどのぐらいになるのか。これによってはそれこそ弁当持ちになっちゃうという心配をしているお母さんもいらっしゃるので、ぜひ教えてください。

- 鈴木孝之学校給食課長 岡田委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、大型調理機器につきましては平成20年度から順次更新をしております、平

成30年度で終了しております。現在は一部の機器についてリース契約を結んでおりまして、新規で更新する機器はございません。

次に、設備の改修でございますが、令和3年度におきまして給食センターの空調設備の設置工事を計画しております。工事時期、期間につきましては、夏季休業期間を中心に外構工事を含め7月中旬から10月上旬を計画しております。また、給食の停止につきましては2週間程度を今見込んでおりますが、入札等によりまして工事期間が確定し次第、また保護者の皆様にも順次お知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○岡田光正委員 そうしますと、ほとんどが空調の設備に係るお金ということでしょうか。

○鈴木孝之学校給食課長 予算のうち8,800万円が空調設備のほうでございますが、残りがリース契約を結んでおる大型機器のリース契約でございます。

以上でございます。

○岡田光正委員 金額は分かりました。

できるだけ工事事業者をきちっとその範囲の中で収まれるように、夏休みの中でやれるようにぜひお願いをしたいなと思います。やはりお弁当持ちが増えると各家庭が大変みたいなものですから、ぜひともその辺は考慮されるようよろしくお願ひしたいと思います。

○渋谷英彦委員長 では、通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

これにて本日の予算決算審査特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

閉会（15：11）